

教育厚生委員会会議録

日時 平成19年10月5日(金) 開会時間 午前10時 5分
閉会時間 午後 4時13分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 石井 脩徳
委員 臼井 成夫 大沢 軍治 望月 清賢 樋口 雄一
進藤 純世 中込 博文 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 中澤 正史 福祉保健部理事 横山 祥子
福祉保健部次長 藤原 一治 福祉保健部次長 鶴田 建次 福祉保健部参事 広瀬康男
福祉保健総務課長 広瀬 充 監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝幹男
国保援護課長 杉田 雄二 児童家庭課長 宮島 茂 障害福祉課長 山本 一
医務課長 福富 茂 衛生薬務課長 水谷 均
健康増進課長 渡邊 洋平

教育委員長 輿石 順一 教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 樽林 信昭 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 山本 正彦
社会教育課長 今村 孝男 スポーツ健康課長 今井三千雄
学術文化財課長 竹井 保久 県史編さん室長 飯室 司

- 議題 第99号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第101号 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例中改正の件
- 第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 第108号 平成19年度山梨県営病院事業会計補正予算
- 第109号 動産購入の件
- 請願 19-8号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて
- 請願 19-9号 県高齢者医療費助成制度の存続・拡充を求めることについて
- 請願 19-11号 医療における控除対象外消費税の解消について
- 請願 19-12号 父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いをす

ることについて

請願 19-14 号 一学級の定員を30人とするについて

- 審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願 19-8 号は継続審査すべきもの、請願 19-9 号、請願 19-14 号は不採択とすべきもの、請願 19-11 号、請願 19-12 号は採択すべきものと決定した。
- 審査の概要 午前10時5分から12時00分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時36分から午後4時13分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部関係

第101号 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例中改正の件

質疑

大沢委員 これは、公布の日から施行するということだが、いつまでか。この返還の貸付についてのみの改正だと思うが、いつまでか。

杉田国保援護課長 この貸付につきましては、市町村の財政状況等に応じまして、返還期間を最長10年まで認めておりますので、その辺まではこの条例で行く予定であります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

小越委員 国保援護課にお伺いします。先ほどの条例改正は各市町村に対する返還のため、所要の改正をするもので、これはもちろん賛成です。

少しお伺いしたいのですけれども、過大交付によりまして県から各市町村に多分説明されたと思うのですが、どのような意見や反応があったのでしょうか。

杉田国保援護課長 県から市町村にお伺いいたしまして、その中で状況を聞いたところでは、各市町村から償還期間を延ばしてほしいという要望が多く寄せられました。

小越委員 10年、7年、5年というふうに償還期間を延ばすということで各市町村にお話されたと思うのですけれども、それについてとか、それ以外のことについても各市町村からどのような意見がありましたか。

杉田国保援護課長 特にそれ以上の意見はございませんでした。

小越委員 最大10年に延ばしていただいて、各市町村は大変助かると思います。国民健康保険財政が大変に厳しい折に一度に返すわけにはいきませんので、10年に延ばしてもらって大変助かると言うのですけれども、そうはいつでも、いずれは全額県に返さなければならない。10年間、5年間の間でやり繰りをしなければならぬのですけれども、私はやはり、県のかなりのミスがここにあると思っており、県としても市町村に財政支援すべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

杉田国保援護課長 この過大交付につきましては、市町村に対して過大に交付金が交付されたものでありますので、県として新たな財政負担を行うことは考えておりません。

小越委員　　私は、それで終わりとせず、各市町村の声を聞いてもらいたいと思うんです。10年、7年、5年向こうのことはますますわからなくなる医療改正のもとでは、ますます国民健康保険財政が大変になってくると思うんです。今回、この条例改正をしたところによると、一般会計や基金から国民健康保険広域化支援基金に入れて、各市町村の国民健康保険会計に貸しつけたりすることができるということですよ。ということは、各市町村の国民健康保険に対して県が財政支援をする仕組みをつくれればできるという解釈でよろしいですか。

杉田国保援護課長　もしそうした仕組みをつくれればできないことはないと思っております。それから、今回の延長につきましては、市町村の要望や財政状況も踏まえた上での償還期間ということで行っておりますので、市町村の理解は得られているものと考えております。

小越委員　　市町村の理解を得られているというが、どのレベルかと思うのですけれども、これが国民健康保険の国保税、国保料にはね返ってくるおそれがまだ全部払拭されたわけではないと私は思っております。この基金のやり繰りで今度の条例の一部改正もできたのですから、各市町村の国民健康保険財政安定のために、県として一般会計や基金から繰入ということもぜひ今後も検討してもらいたいと思います。要望しておきます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第108号　平成19年度山梨県営病院事業会計補正予算

質疑

小越委員　　確認ですけれども、超過借り入れによって、新たな利子、差額ですが、お幾らだったでしょうか。

福富医務課長　　既にお支払いした分ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。これまでに借り入れていた期間分についての利子をお支払いしまして、返還に伴いまして新たに発生する利子というものはございません。つまり、返還までに借り入れた期間がございませぬけれども、これに対する利子をこれまで期ごとに支払っております、最終的に支払うために、つまりは将来的なものが発生しているということではありません。

小越委員　　二重借り入れしているわけですから、2回分借りているわけですよ。そのために利子が2つ発生していると思うんです。本当は1回分の利子でよかったんですけども、2回分の利子が発生しているもので、その分は幾らでしょうか。

福富医務課長　　合計いたしまして827万6,000円でございます。

小越委員 827万6,000円は新たに支出しなければならない金額だと思うんですけども、二重計上した後のチェック機能をどのように改善する方向を出したのでしょうか。

福富医務課長 今回、こういった事案が起こりました理由といたしまして、過年度分と現年度分を予算執行上しっかり分けていなかったということがございましたので、これを受けまして過年度分と現年度分の予算の執行をしっかりと分けて管理していくという形に変更いたしました。また、起債借り入れの許可申請並びに借り入れの申請の際にも資料をつくる担当課と経理、そして医務課、それぞれの部署でチェックをしまして、二重、三重のチェックをかけていくということで、チェック体制も改めております。

小越委員 チェック体制を改めるということですが、この二重計上に伴いまして、約827万が新たに利子として発生した、事務的な扱いでは考えられないミスだと私は思っています。それが、いわゆる回り回れば税金から払うということですので、私はこの点は容認できないということを意見で申し述べておきます。

討論

小越委員 この病院事業会計補正予算については、事務的扱いの考えられないミスであり、財政上からも大きな損失もありますので、可決に反対したいと思います。

採決 起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願 19-8 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて

意見

小越委員 後期高齢者は75歳以上の方々をここでは認定するといっております。75歳以上の方は病気がある方がほとんどです。医療は切り離すことができません。また、これまで払っていなかった保険料を新たに払うかたがここで生じてきます。県内では11万人の方が後期高齢者といわれておまして、大体1万5,000の方が推測では新たに保険料を払わなければならない。そしてまた、保険料を払わないでいると資格証明書が発行される。それは、窓口全額自己負担しなければならないということで、高齢者にとってみれば、病院にかかることが本当に命綱のところなのに、医療を遠ざけ、保険料を徴収するというのは、命が脅かされるものだと思っております。

国においても、今、与党各党からこの後期高齢者医療制度の凍結が言われている折でもありまして、県議会においてこの請願を私は採択すべきだと思っております。

(「継続」の声あり)

討論 なし

採決 起立採決により、継続審査すべきものと決定した。

請願 19-9 号 県高齢者医療費助成制度の存続・拡充を求めることについて

意見

小越委員

県単独のこの事業は、対象者をかなり狭めてしまいましたけれども、所得のとても少ない非課税者にとって、本当に大変な命綱となっています。今までは1割の負担だったのが、もしこれをなくせば3割という、3倍にもなります。3倍の医療費負担はどれほど大変なことかと私は思います。

6月議会では、この68歳、69歳県単医療費助成については、国の医療制度改革とあわせて逆転現象が及ぶというふうに答弁がありましたけれども、これまでどおり、68歳、69歳、そして74歳まで県の単独事業を拡大すれば、逆転現象は起きません。また、国会でも、与党のかたからも70歳、74歳の医療費自己負担2割を1割にするべきではないかということ聞いております。対象者がかなり少ない事業ですので、県単独事業は存続も拡大することもできます。その方々は本当にお金が一番困っている方です。ここにこそ手を差し伸べるのが、県としての役割だと思っておりますので、私はこの請願を採択すべきだと思います。

討論

小越委員

私は、今、意見を申し述べたとおりに、採択すべきだと思います。

採決

起立採決により不採択すべきものと決定した。

請願 19-11 号 医療における控除対象外消費税の解消について

意見

なし

討論

なし

採決

全員一致で採択すべきものと決定した。

請願 19-12 号 父子家庭や母子家庭を「ひとり親家庭」として平等な取り扱いをすることについて

意見

なし

討論

なし

採決

全員一致で採択すべきものと決定した。
また、地方自治法第125条に基づき、知事にこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決定した。

所管事項

質疑

(救急医療について)

小越委員

福祉保健部の所管事項の質疑が数点あります。

まず、救急医療についてお伺いします。二次救急病院輪番制をとっていませんけれども、中北保健福祉事務所管内だけで二次救急11病院です。全県では、各病院、大体、何日に1回ぐらい、この救急当番が回ってくるのでしょうか。

福富医務課長

まず、その圏域ごとの施設数を申し上げさせていただきたいと思いますが、峡北ですと参加が4施設、山梨・甲州で参加が5施設でございます。それから笛吹ですと、参加が3施設ということになります。それから、峡南で参加が5施設、富士東部につきましては、東部で参加が4施設、富士北麓で参加が2施設という状況でございます。日数となると、それに伴った日数ということで御理解いただきたいと思いますが、夜間、その病院数で回していくということになります。

小越委員

そうしますと、参加している病院が5施設とか4施設とか2施設ですと、5日に一回とか4日に一回とか当番日が回ってくるということですか。

福富医務課長

2施設ですと、まさに2病院で交互に回していくということになると思います。

小越委員

それは大変な負担だと私は思っております。それで、各病院、当番日になりますと、補助金が幾ら出ているのでしょうか。

福富医務課長

1回につきまして約3万9,000円という補助が、保健医療推進委員会を通しまして、各市町村から出ております。

小越委員

3万9,000円が高いか安いかわかりませんが、それが病院の経営にどのぐらい影響しているのか。私は、とてもこれだけではやっていけない金額ではないかなと思っております。医師、看護師、場合によっては放射線や検査の技師の皆さんを置いて、来る患者さんは拒むことができず、すべて診なくてははいけない。病院が患者を断れない中で、救急のかたに一番多いのが未収金の発生だと私は思っています。急に病院に行きますので、未収金がなかなか回収できない病院もあると思うのですが、今年その未収金の山梨県単独の医療費損失補填事業が自己負担分3割は補助しないと変わりました。無保険の人だけというふうになりました。今までは保険加入の方も、その後、医療機関が6か月間、いろいろ交渉を重ねて回収できなかった場合には7割分補填されていたと思うんですけれども、今度は無保険の方だけというんです。無保険というのは生活保護の方ですよね。それ以外の方を、それも7割しか保障しない。自己負担分はカットする。

それもいきなり通知1枚来ただけで、病院にとってみれば患者さんを断ることができません。2日に一回、3日に一回、病院当番で回ってきます。その中で、この医療費損失補填事業をなぜやめてしまったのでしょうか。

福富医務課長

救急医療につきましては、先ほどの補助金から申し上げますと、一般財源

化に伴いまして、そういった財源につきましては、市町村に移っております。そういった背景もございまして、政策アセスメントの中で当該事業について見直しを求められました。各県の状況を申し上げますと、全県でこういった助成をしているのが山梨県以外には9都県という状況になっておりまして、余り多くないという状況でございます。

一方で、見直しを求められましたけれども、委員御指摘のとおり、救急医療の必要性もあり、円滑に進めるということもございまして、廃止ということではなくて、あくまで見直しをしていくということで、今般、見直しをしたところでございますが、先ほどの9都県の中で、実は外国人のみを対象としているのが5県でございます。そういった他都県の状況等もかんがみまして、本県におきましては外国人ということではなくて、あくまで公的医療保険が適用されない方を対象とする改正をしたということで御理解いただきたいと思っております。

小越委員 今度改正しますと、公的医療保険を適用できない救急患者にかかわるものだけとなりますね。どのぐらいの対象者がいるとお考えですか。

福富医務課長 今、内訳として保険適用したもの、していないものの数字を持っていないのですが、昨年の実績では全体で55人でありまして、トータルとして約199万円程度の助成をしております。このうち高額なものはやはりそういった保険で支払いがない方になってくると思っておりますので、かなりの部分は占めてくるのではないかと考えております。

小越委員 これは、7日間だけですよ。入院治療しなかった場合、初診時だけということで、かなり限定されていて、全部の医療費をこれで見るというわけではないと思っております。ただ、病院からしますと、患者さんを断ることができません。今まではこの緊急医療費損失補填事業で何とかなるかもしれないと思った。だけど、今度は、診ても未収金が発生したら、県は無保険のものしか補填をしてくれなくなる。55人という数字が多いか少ないかよりも、県の姿勢だと思っておりますよ。救急医療に対してどういうふうに県が医療機関に姿勢を示していくのか。2日や3日に一回ずつ救急当番が回ってくる先生方、病院の方々、そして患者さんが不安に思っているときに、救急医療が後退するような姿勢があってはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

福富医務課長 政策アセスメントの中では、市町村との役割分担の見直しを求められたわけですがけれども、依然として救急の推進ということの必要性ということもかんがみまして、制度としては残して、かつ、患者さんから診療費をいただく原則というものもございまして、そこのバランスをとりながら、現行の7割分については補助をしていくという形で見直しさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(介護保険について)

小越委員 病院、医療機関の大変さをよくわかっていただきたいと思っております。このままいきますと、お金がない人は診ない方がいいのではないかとこのふうになってしまいます。そんなことは医師法上、病院はできないんです。病院やお医者さんにおんぶに抱っこしているような姿勢では困ると思っております。わずかな金額ですが、県が率先して救急医療を進めていくんだという姿勢が、ここにあらわれていると私は思っております。ぜひ前と同じようにしてもらいたいと思っております。

2点目に、介護保険についてお伺いします。県の平成18年度の介護保険の運営状況によりますと、平成18年度分の介護保険の計画値に対する実績、比較でいきますと95.5%になっています。100%以上を超えているのは5市町村だけです。なぜ計画値より実績が少ないとお考えですか。

三枝長寿社会課長 小越委員の御質問にお答えいたします。まず一言で申し上げれば、予防給付が見込みを下回ったということでございますけれども、サービスの利用料、回数とか日数でございますけれども、それで見ますと予防給付27%という状況でございます。また、要支援1、要支援2の認定者の方につきましては、計画上是9,300人ほど見込んでおりますけれども、実績では5,500人弱ということで、60%ほどとなっております。

予防給付につきましては、平成18年度から実施をされておりますので、その見込みに当たりましては、厚生労働省が示しております試算のモデルで算出をしております。したがって、本県の場合にも若干高めに出ておりますが、これは同じモデルを使っておりますので、全国的にも同様な傾向でございます。

(介護サービス情報公表について)

小越委員

全国的に計画値より、要支援1、要支援2が少なくなっているあらわれだと思うのですが、ここでサービスを今まで受けていた方が受けられなくなっているのではないかとこの数字を見て心配しているところです。ぜひそこについて調査もしていただきたいと思っております。これを要望しておきます。

もう1点ですけれども、介護サービス情報公表事業についてです。事業所が介護サービスを提供していると、第三者がそれを評価、チェックするというのが法律で義務づけられました。この審査手数料が山梨県は大変高いということで、1事業当たり約5万7,000円と聞いております。事業所の建物は1つでも、その中に3つ、4つ事業が入っていれば、それをすべて5万7,000円掛ける3つ、4つとしなければならないので、小さい事業所にとってみれば、かなり負担が大きいものですが、この金額についてもう少し下げよう方法はないのでしょうか。

三枝長寿社会課長 今、委員の御質問の件は介護サービス情報の公表ということだと認識をしておりますけれども、この事業につきましても、平成18年度から始まっておりまして、平成18年度に9サービス、それから本年度12サービス、さらに来年度は22サービスについて公表していくというものでございますけれども、今、委員がおっしゃられましたように、そのかかる経費につきましては、事業所から手数料をいただきまして、それをもって充てるという仕組みになっております。本県の場合は、御指摘のとおり5万7,000円ということで、これにつきましても厚生労働省から示されております算式によりまして基本的に算出するのでございますけれども、それぞれ都道府県によりまして地域的なものですか、人口の密集の度合いですとか、あるいは交通事情等が違いますので、最も高いのが6万7,000円でございますけれども、本県の場合には5万7,000円で、おおむね21番という順でございます。

こんなこともございまして、事業所の方からも不平といいますが、出ておりまして、それを受けまして国で適正な水準に見直すようにという指導もございまして、平成18年度の実績ですとか、それから平成19年度の事業の実施状況ですとか、あるいは平成20年度の事業の見込みというふうなものを踏まえた上で今後どう対応していくか検討してまいりたいと考えております。

小越委員 確認したいんですけれども、国が水準を見直すようにということは、この5万7,000円よりも来年度は引き下げる方向で検討するという解釈でいいですか。

三枝長寿社会課長 現在、国から補助金がございます、その手数料で賄いきれない部分につきましては、国と県で2分の1ずつ補助をしているわけがございますけれども、この補助につきましては、平成18年度から平成20年度の3年間の時限、要は立ち上がりのみということでございます。したがって、先ほど申し上げたような平成18年度の状況ですとか、平成19年度の状況ですとか、そういったものを仮に見直した場合、委員がおっしゃるように必ずしも引き下げになるのか、あるいは上がってしまうのか、その辺については今後精査をしていかないとはいきりとはわからないということです。

(生活保護について)

小越委員 今の話を聞きますと、平成18年度から平成20年度の時限で、決められたということになりますと、それで補助がなくなってしまうということになると、上がるのではないかと心配しているんです。でも、5万7,000円は高いですね。1つの事業所、1つのところで5事業やっていると、それで30万近くいきます。小さい事業所ですと、介護報酬が低いですから、このお金を払うだけでも大変なものになっています。サービス公表は義務づけられていますので、必ずやらなければいけない。だけど、事業所にはかなり負担が重くなっています。ほかの県では、5万7,000円より高いところがありますけれども、安いところはもっと安いですね。3万円台というところもありますよね。そういうところも含めて、もっと安くできればと思うんです。ここの介護保険のところ、運営状況の中でもサービスが少なくなっています。事業所も大変になっています。5万7,000円より引き下げる方向で、国の補助金が減った場合は県がもっと出して、ここを補ってほしい。事業所の負担を軽くしてほしいと思います。ぜひ検討を財政課ともあわせてお願いしたいと思っています。

最後に、生活保護についてお伺いします。北九州で事件が起きました。おにぎりを食べたいとあって、生活保護の辞退届を出した方が亡くなりました。この事件をきっかけに全国で生活保護に対するいろいろな見方、評価があると思うんですけれども、山梨県の生活保護行政として、この事件についての評価をどうお考えか、まずお伺いしたいと思います。

宮島児童家庭課長 まず辞退届でございますけれども、辞退届そのものは生活保護法上、何の根拠もございません。たとえ辞退届があったとしても、生活保護の廃止理由が適当かどうか、または自立更生の計画が妥当かどうか、または最低生活の運営が可能かどうか、実施機関である福祉事務所がそういう調査をして、その結果、生活ができるということであれば保護の廃止ということになります。したがって、辞退届だけをもって保護の廃止というのはいかがなものかと考えております。

小越委員 もう一つお伺いします。今日の新聞記事に生活保護不正受給90億円というのが出ました。読んでいるかと思うのですが、まず感想なり評価をいただけますか。

宮島児童家庭課長 生活保護不正受給が90億円もあるのかなという感じを持ちました。本県

においても不正受給が全然ないかという、それはないとは言い切れないと思っております。そのために、被保護者に、国民の税金だという説明、及び収入申告の周知を図るとともに、福祉事務所にも課税台帳との突き合わせとが、そういうことも指導してまいる予定でございます。

小越委員

私、今日の新聞には、かなり不満を持っております。「夏休みに子供がアルバイトで得た収入を申告しないケースなどもあった。」とありますが、私たちの中で、子供が働いた分を税金で申告している方がどのくらいいますでしょうか。生活保護の不正受給、不正というよりは、ケースワーカーの担当にもよると思うんです。就労をどのようにしていたのか、それをチェックしているか、そこを問わずしてここだけを、金額だけを言うのはいかがなものかなというふうに思っております。

それで、ケースワーカーの資質、それからケースワーカーを指導する福祉事務所長、県の指導の役割が問われてくると思うのですけれども、山梨県において、昨年度、生活保護の相談件数はどのくらいあったのでしょうか。

宮島児童家庭課長

昨年度、保護の面接相談の実際の件数は849件でした。

小越委員

849件を、12月で割りますと、1か月約70件ですよね。全県ですので、それをどのような数だと思えますか。多いとか少ないとか、どう評価されますか。

宮島児童家庭課長

多いか少ないかということにつきましては、全国の数字があれば一番いいんですけども、全国の数字は持っておりませんので何とも言えませんけれども、実件数が849件でして、延べだと1,121件でございます。これは実際に面接相談をした件数でありまして、電話とか、または生活保護以外の年金とか、そういう生活保護だけではなくて生活保護の周辺の相談も入れますと件数は膨らむものと思っております。

小越委員

そうですね。相談が849件というのは、少ないのではないかと私は思っています。それは福祉事務所のケースワーカーと面接をして、相談をしたという、多分、住所と名前の記録のある相談件数だけですよね。電話があったり、それから突然来て「お金がない。どうしようか。」という、そういうものは多分カウントされていないと私は思っています。だから、この数をもって生活保護の需要というか、申請する意思がこれしかないとは私は思わなくて、もっとたくさんいると思うんです。

それで、相談した方が849件ですけども、申請に至ったのは何ケースあるのでしょうか。

宮島児童家庭課長

保護の申請に至った件数は438件、51.6%でございます。

小越委員

51.6%というのは半分の方しか申請にならない。相談に来るときにはお金がなくて大変だということでお話に来ていると思うんです。それが半分の方しか生活保護にならないというのは、どのような経過でこうなったのでしょうか。

宮島児童家庭課長

相談に来ますけれども、生活保護の制度をよく知らない人、そういうことがあります。したがって生活保護の制度、つまり資産や稼働能力、または扶養義務者がいるかないか、そういうことを説明していく過程で、これ

は保護の対象にならないのかなど。また、生活保護ではなくても、例えば年金をもらえるようになったとか、児童扶養手当がもらえるようになったとか、他法での救済も中にはありますので、実際に申請に至ったケースは51.6%、という数字でございます。

小越委員 相談の中身で少しお聞きしたいのですけれども、これは私が聞いた方のお話です。例えば、ある福祉事務所では、相談に行ったところ「今月、新規の件数は何件と決まっているからこれはもう受けられない」というお話がありました。それから「親族の方が扶養できないという証明書を持ってきなさい。」「病院で、働けないという診断書をもらってきなさい。」というお話もありました。そういう指導はあるのでしょうか。

宮島児童家庭課長 そういうことをしなさいという指導はしておりません。

小越委員 私も、そういうことをしてもらっては大変困ると思っています。話を聞いてとんでもないことだと思いました。北九州のような事件が起こっては困ると私は思いました。例えばほかでは、ある福祉事務所、入院のときには生活保護を受けていたが退院したら、家族の方に「私が面倒見ますから」と覚書、念書を書かせて、そして退院したら「あなたがそれを書いたでしょう。」ということで生活保護を認めないというお話がありました。そういう覚書は有効ですか。

宮島児童家庭課長 無効だと理解しております。

小越委員 そうですね。そういうことが現場では起こっているんです。そこでお伺いしたいんですけれども、9月6日に生活保護の全国係長会議があって、山梨からも参加されているとお聞きしました。その中で、県の指導監査における留意点というところがあります。相談記録がどのようになっているのか、それから困っているケースにどのような対処をしているのかということですが、県としては各福祉事務所にどのような指導、監査しているのでしょうか。

宮島児童家庭課長 そこにあった資料については、各実施機関へ流して守るよということでは当たり前のことでありますけれども、今、その資料を私は、手元に持っていないので中身についてはわかりませんが、辞退届について先ほど私が言ったようなことは強調して指導しております。

小越委員 辞退届のことはもちろんですし、ここにも書いてありますけれども、扶養義務等を理由に申請書を交付しないなど、法律で認められた保護の申請権を侵害しないこと。扶養できるのかどうか本人に確認してこいというのは、間違いですよ。扶養照会は、申請を受け取ってケースワーカーがする話です。それを持ってこいというのは違うんです。それと同時に、周辺住民、社会保険、福祉関係者、水道・住宅等、担当部と関係機関との連携を図るよとあるが、そういうことがどれぐらいされているのか。他法優先がありますよ、それから働きなさいよと、そこで返しているのでは、これは救えないんです。そことの連携をどのように指導されていますか。

宮島児童家庭課長 連携と申しますか、保護から就労への支援ということは、今、非常にたくさんやっております。就労の支援ということですから、自立支援プログラム

をつくりまして、職業安定所と連携をとってやっているのですが、質問の中身がわかりませんので、こういう答えになってしまいましたけれども。

小越委員 福祉事務所だけで対応するのではなく、全庁的にあらゆるアンテナを高くして、困っている方、水道がとめられてしまっている方、家賃を滞納している方、そことも連携をするべきだと。その指導はどうなっていますか。

宮島児童家庭課長 失礼しました。県内には2,500名を超える民生委員・児童委員がおりますから、地域において民生委員・児童委員というのが一番各家庭の事情を知っていると思います。そういうところとも連絡を密にしながら、また、水道局では水道量がゼロとか、すぐわかるわけですよね。その辺とも連携をとって、地域で困っている人がいないのかどうか。また、いれば救いの手を差し伸べる方法なども迅速にできるという連携をとっております。

小越委員 最後ですけれども、民生委員・児童委員は外からですけれども、庁内で、かなりいろいろなところから相談が来ると思います。県もそうですけれども、市では住宅課や児童家庭課、国民健康保険のところ、あらゆるところで貧困の芽というものがわかると思うんです。そこから保護課につなげる、または保護課からそこに返すという、その連携を庁内全体でするように、ぜひ県から各市町村、福祉事務所に指導してもらいたいと思います。

最後に1つ聞くんですけれども、廃止・開始の申請というのがあるんですけれども、この中に停止というのがあると聞きました。生活保護が、途中で幾らかお金が入ったとき、そこは一旦停止をしてまた再開したらどうかという、そういう停止があるとお伺いしました。それは県内に何ケースあるんですか。

宮島児童家庭課長 停止のケースは今わかりません。

小越委員 ケースをつかんでもらいたいと思います。一旦お金が入る。それから、北九州のときもそうですけれども、働けるからということで廃止をしてしまいますと、その後、手の打ちようがなくなってしまう。停止をしておけば、いつでも生活保護が復活できるというか、手を差し伸べることができます。停止という措置も行政処分であると思いますので、ぜひ停止という行政処分を含めて、そこを、ぷっつり途切れることがないように指導をお願いしたいと思います。

全国係長会議の配付資料は、ぜひ各担当のところに戻していただきたい。そして、関係する国民健康保険課や水道課にもぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鈴木委員長 最後は要望でいいですね。

小越委員 はい。

(自殺予防対策について)

進藤委員 自殺予防対策についてお願いをいたします。先日の本会議においても、そのことが話され、知事からも御答弁があったわけですが、私もどうしてもこの委員会でもお話をさせていただきたいと思いましたが、非常に身近なところで、本年に入りましてから2人の自殺者がおりまして、その御家族の落胆の様子、また、周りの方々、その方々を知っている方々もすごいショッ

クを受けているということを目の当たりにしまして、非常に考えさせられました。

10年も前から国で調査し、3万人もの自殺者があり、それがずっと高い水準で、下がっていかないということで、自殺予防基本法もでき、国でも非常に力を入れているわけですし、県でも施策を考えたというようなことを聞いておりますが、先日の新聞にもありましたように、今まで県で10年近く取り組んできていることが余り活かされていないような感じを受けますが、今までにどのように自殺予防対策につきまして取り組んでこられたのかお聞きをしたいと思います。

渡邊健康増進課長 先日のNPO法人の調査では0点という大変厳しい評価をいただいたわけですが、これまで県でも直接的また間接的にさまざまな取り組みを進めてきておりまして、例えば、福祉保健部の関係で申し上げますと、主にメンタルヘルスの関係になるのですが、精神保健福祉センターで心の電話相談というものをやっております、いわゆるストレスダイヤルというしておりますけれども、ストレスなどでノイローゼになるとか、そういった心の不健康状態を予防するための電話相談を受けつけておりまして、必要に応じて専門的なお医者さんを紹介するといったようなことをやっております。

また、本県でも自殺者が増えているという現状がございますので、昨年度はそういったうつ病の現状ですとか、自殺予防対策について、一般の方にも広く知っていただくための講演会もしております。また、これは福祉保健部の関係ではございませんけれども、自殺に至る背景といたしまして、特に経済的な問題などもございますので、県民生活センターに多重債務の方の相談窓口を設置いたしまして、法律相談なども受けつけております。

また、本県の自殺の特徴といたしまして、青木ヶ原樹海の問題があるかと思っておりますが、富士吉田警察署を中心といたしまして、地元の防犯協会ですとか、市町村と一緒にパトロールに行ったり、先月の自殺予防週間のときにも自殺をしようとしていた方を1人発見し、保護したということがございますけれども、そういった取り組みをこれまで行っております。

進藤委員

人口10万人当たりの自殺死亡率が、山梨県は全国平均の24.2%を大きく上回って26.9%の自殺というようなことがございます。私たちがこのことを県民全体で重く受けとめて、そして尊い命を守るためにも、今すぐ何をすべきかということをもっともっと深く、真剣に考えていかなければいけないと、強く思うわけですが、先日もお聞きいたしました、県で山梨県いのちのセーフティネット体制推進事業というものを計画されているようですが、その今までにない目新しい、本当にわかりやすい、きめ細かな施策というものがどのようになされていくのか、説明をお願いしたいと思います。

渡邊健康増進課長

昨日の本会議でも知事から答弁申し上げましたけれども、今年度、新たに、これは6月補正でお認めいただいたのでございますが、いのちのセーフティネット体制推進事業というものを実施することにいたしました。これは細かく中身を分けますと3つの事業から成り立っております、自殺者の多くが直前にうつ病などの精神疾患を発症していることが多いという現状がございますので、そういったメンタル面の対策として2つの事業を行うことで、一つは、メンタルヘルス健診モデル事業というもので、もう一つは、メンタルヘルス支援体制強化事業というものです。健診モデル事業の方はモデル市町村を選定しまして、その住民基本健診の場に保健所が出ていきまして、

簡単な問診でスクリーニングを行います。それでうつ病の疑いがある方をある程度ピックアップしまして、さらに詳細な問診ですとか、場合によっては家庭訪問をいたしまして、二次的なスクリーニングを行う。その結果またさらにうつ病の疑いの強い方などは専門的なお医者さんを紹介するとか、あるいはそこまで行かない方でも経過的な観察をいたしまして、必要に応じて医療機関等を紹介するといったようなことを行います。

もう一つの支援体制強化事業でございますけれども、こちらは、先ほど、昨年度一般向けに講演会を開催したと申し上げましたが、もう少しターゲットを絞りまして、かかりつけのお医者さんですとか、それから職場でいいますと産業医、企業にいるお医者さんですとか、あるいは福利厚生の担当者の方、それから教育現場でいいますと養護教諭、そういったような方たちを対象にいたしまして、自殺予防に関する研修会を実施する。職場とか、そういった医療の現場、学校の現場でうつ病とか精神の面の問題などを通じて自殺予防につなげていく、そういうものです。

先ほど3つの事業と申し上げまして、今2つ御説明いたしましたけれども、もう一つ、いのちのセーフティネット連絡協議会というものを今回設置いたしまして、これはそういったうつ病とか精神疾患に至るまでのさまざまな要因のこと、先ほど申し上げました経済問題も一つでございますし、健康問題、家庭問題など、さまざまな問題があるわけですが、県でも我々福祉保健部だけでなく、警察とか、教育委員会等、国、労働局、それから市町村といった行政機関、ほかにも医師会とかいのちの電話といった自殺予防に携わるいろいろな関係団体、機関を集めまして、横の連携をとりながら、自殺に対する共通認識を持ちながら対策を進めていこうということで、今回、協議会を立ち上げました。

以上の3つを中心といたしまして、今年度は事業を進めていくこととしております。

進藤委員

割合に自殺ということに対して皆さん、今までの慣習、偏見というようなことでしょうか、タブー視して余り言いたがらない、話したがないというようなことがあります。例えば、県で今、大変すばらしい計画をお立てになっているという、そういうことが県民に一目瞭然にわかるようなリーフレットの配付というか、そういうことによって皆さんが、こういう二十何団体かの関係機関が一緒になって自殺を予防していこうと、みんなが温かい気持ちで考えているんだよ、本当に家庭、家族の人、また近隣の人たちが気づいて、そしてしかも見守って、ちょっとしたこと、軽いうちに早期発見、早期治療につなげていくような活動を進めていく、地域で温かくやっていくためには、啓発活動をもっと県でしっかりやっていただきたいと私は思います。お金もかかるかもしれませんが、そういう県の施策について一目でわかるような、わかりやすい、そういうリーフレットのようなものをつくって、そして、いろいろ悩む人たちが少しでも安心できる、家族もこれでちょっとしたことも気づいていけるような、一般の人も関心を持って、うつ病というものが病気なんだ、温かく見守らなければいけない、気づいたら温かく医療関係にも連絡をするとか、みんなで見守っていくという姿勢をこの機会につくっていかなければいけないと私は強く思います。その点につきまして、県はどうお考えでしょうか。

渡邊健康増進課長

今、先生がおっしゃったように、やはり周りの皆さんに気づいてもらうというのは非常に重要なことと思っております。特に、本人もいろいろな問題を抱えてうつ病などになってしまうと、なかなか自分でも気がつかないし、

周りの家族ですとか、職場、あとはお医者さんもそうですけれども、見逃してしまうというケースもございますので、先ほど申し上げましたような研修などを通じて、そういった知識を身につけていただくことも一つですし、あとは、いろいろな問題についてこういう相談機関がありますよということも、今回、連絡協議会を立ち上げましたので連携をとりながら、今、インターネットなども普及しておりますので、こういう問題についてはこういうところに相談をしてくださいということも周知していかなければいけないと思います。

進藤委員

ぜひ、本当にきめ細かく対応をしていっていただきたいと期待をいたしまして質問を終わります。

(里親制度について)

臼井委員

今回、議会に里親制度についての行政フォローをしっかりとしてほしいという要望書が出ておるのですが、時間の関係で、私は他県の例や何かは言いませんけれども、このことについて今回出されていた幾つかの要望を県が承知していると当然と思いますが、この里親制度を総体的にまずどのようなとらえ方をしているのか伺います。

宮島児童家庭課長

総体的にということでございますけれども、個人的には、里親になっていただく方は非常にありがたいと考えております。本県においては、里親に委託している児童が66名おります。その受託率という率がありますけれども、養護施設に入っている児童、乳児園にいる児童、または里親に預けている児童の合計数を分母としまして、分子を里親に預けている児童の数としますと、21.5%でございます。全国平均では9.1%ですから、本県においては里親の皆さんに頑張っていただいているという感じがしております。

臼井委員

例えば、親が子供を殺すなんていう事件も残念ながらあります。そういう中で、そこまで行かなくても、子供の養育を放棄しているような人もいっぱいいるわけですが、そういったことに対して、私は山梨県行政が予算上、今まであまり力強くこれを支えてこなかった。今、課長は山梨県の里親は熱心だと。先般まで里親の山梨の会長をしていた人は、全国の副会長をされておられた。ともかく、本当に一生懸命その皆様はやっているのですが、他県に比べて本県がいかに財政的フォローというか、そういった行政の支えがどうしても私が数字を見る限りでは、今までは少ないと思うんですね。これは部長にもお話し申し上げてあるんですがね。財政当局というのは、すぐマイナスシーリングだとか、あるいは今は増やすのではなくてカットすることがどうだって、そういうことを言うけれども、カットしていいものはいっぱいあるんですよ。しかし、カットではなくて、増やしてあげてほしいものもある。子供は国の宝だと言いながら、国の宝ということは我々山梨県にとっても宝でしょうけれども、里親という人たちは、他人の子供を我が子のように育てている。

私、実は里親はよく知っているんですけども、会合や何かにも連れてくるんですよ。自分の子供なんて連れてこないのに、他人の子供を連れてきて、そしてみんなの中に交わらせて寂しさをやわらげるとか、社会性を富ませようとかいろいろなことがあるんでしょう。私がよく会う里親は、自分に子供がいて、お孫さんもいる。だけど、孫にも等しいような小さな子供を我が子のように、まるで自分の子供を育てているように一生懸命やっている姿を見てね、山梨県が3,000円や5,000円でいいのかなと。今度国は、ある

部分を倍増するなんていう補助制度もありますけれども、今回の要望事項にも幾つかあります。山梨県だけでできるとはもちろん思いませんが、大学や短大、専門学校まで措置の延長をしてほしいとか。あるいは里親の時期を終えて手放すときに、就職の保証人や借りるアパートや何かの保証人になってあげる里親もいる。これははっきり言ってリスクが高い。しかし、特に山梨の場合、そういったことに対する行政の援助等は余りにも窮だと。あるいは、全国に里親のグループホームがどんな形で存在しているか、私は詳しくは知りませんが、せめて福祉先進ぐらいの政策をしっかりと考えていくべきかなと思います。議員の皆さんも、この要望の要旨を見ればわかるが、未だこんなにたくさんの要望がある。先ほど、保護家庭の方の問題のお話がありましたけれども、もちろん大切な話です。しかし、ともかく里親が未だこんな大きな要望や悩みを持っているということを県は今まで、私が見聞する限り、わかっていなかったのではないかなと思うんだけど、率直なところを答えてください。

中澤福祉保健部長 先日、きずな会の皆さんとじっくりお話をする機会がありまして、その要望もお聞きしたところでございます。さまざまなお苦勞をなさっている。例えば、どうしても実家の方で虐待を受けた子供が多いと。それを引き取って、そのトラウマを解消することから始めなければならない。非常なお苦勞があるということも聞きました。

また、こういった里親に預ける方がいいという子供の数に比べまして、里親の数が少ない。そういうことでございます。これは全国的な背景でございますので、ただいま白井委員から御指摘のありましたように、国の概算要求では、この養育里親ですね。里親は2つありまして、子供のない御夫妻が養子縁組を入れるために里親になるということもありますけれども、本来的な福祉の視点から預かって社会へ送り出すという養育里親はやはり少ないということで、それに対する手当を大幅に伸ばすというような動きがございます。県といたしましても、それに呼応しまして、もう一度、県単のこの制度を見直しまして、来年の当初予算に向けて、部の考え方をまとめていきたいと考えております。

白井委員

部長がそういうふうに積極的なお考えを吐露しているわけだから、それは大変ありがたいと思うんだけど、児童相談所というところがあり、そこできずな会の事務局をあずかっているのですが、例えば相談所の児童福祉司とか里親に対応する専門の方とか、里親委託推進委員という制度があるらしいけれども、こういったものを廃止してほしいとか、どのぐらい廃止されているか、僕は詳しくは山梨県の実態を知りませんがね。あるいは人事異動や何か頻繁で、長期的にかかわっていく職員が少なくて悩んでいるとか、あるいは今の部長の答弁がありましたけれども、他の都県、あるいは都市に比べて手当が少ない。あるいは、この方々はそれなりのリスクがやっぱりあるので、補償制度等を県でも考えた方がいいのではないかと、要望に記されておりますけれども、部長が部としてはっきりしたスタンスを決めて、来年度に向けて努力するという話ですから、それを可としますけれども、ともかくこういったセクションこそ、こういったところにいる職員こそ、人間関係がしっかりするように、そのきずな会の皆様としっかりきずながある程度長期的につながっている方々でないといかんのかなと。いろいろな意味で、部長もお聞きになったでしょうけれども、部長のところに行って大きな声を出して大きな不満を言う人も、それは少ないだろうけれども、心の中では相当の不信や不満があるということは、これは事実ですよ。だから、ぜひ、財

政的な問題、人事配置の問題、あるいは今後の課題、いろいろ一度に解決できる問題ではないと思うけど、ぜひこの問題についてはしっかりと対応してほしい。

全国的にそういう思いで一生懸命尽力している里親の受託率が高いのは、リーダーがいいからです。リーダーが一生懸命努力したからそうになって、山梨県では少なくとも全国におくれているとはいえない。しかし、行政フォローは残念ながらおこなっているということですから、もし答弁があったら、人事の問題等も答弁していただかなければいけないわけですがね。よく、今、格差という言葉が使われますが、数字を見る限りは、行政フォローの格差は歴然としている。このことに関しては、今日はもう質問しませんが、お答えがあったら聞かせてください。

中澤福祉保健部長 人事の件につきましては、元々専門職でございますので、事務職員ほどは頻繁な異動はございませんけれども、やはり人間関係というのが基本となる仕事ですので、御指摘のような配慮もしながら配置をしていきたいと思っております。

財政的な支援につきましては、私どもも他県と比較をもう少し厳密にやっております。県単制度スタート時はむしろ先進的だったのですが、今の金額の比較になりますと、後から出てきたところがより充実しているような実態も、今までの段階ではありましたので、そういったことも踏まえまして、先ほど申し上げましたけれども、来年当初予算についてできることから、また国に要望しなければならぬものは国に要望する、長期的な視点でやるものは長期的な視点で考えていきたいと思っております。当面は、来年何ができるかということについて部として考え方をまとめていきたいと思っております。

(父子家庭について)

白井委員 今回、請願が来ている父子家庭のことに対して尋ねたいのですが、母子家庭もそうですけれども、父子家庭もいってみれば片親です。その父子家庭というのは、しっかりと把握されていないように思うんですね。山梨県に今、父子家庭はどのくらいあるのかといってみても、恐らく答えられないだろうと思うんですよ。答えられたら答えてほしいんですけども。

そういう中で、今回、請願のありました父子家庭につきまして、これも請願書を見ればわかるのですが、ともかく同じひとり親でありながら、国の制度で、児童扶養手当にも何とか手当にも、ほとんど父子家庭は対象になっていないんだと。そういう中で、わずかですけれども、この請願書にも載っています、全国においては都道府県等で父子家庭にオリジナルな施策を施しているところがあるということが、私どもに出された請願書に書いてありますけれども、まず父子家庭についてどのくらい県当局が把握し、認識をしているか、教えてください。

宮島児童家庭課長 まず、父子家庭の数でございますけれども、平成16年8月1日現在の県の調査によりますと、父子家庭世帯は933世帯でございます。

それから、そのときの調査ですけれども、世帯の年間収入なども調べました。300万円未満の所得世帯でありますけれども、母子世帯につきましては80.6%、父子世帯につきましては33.5%、という状況でございます。

ちなみに、父子世帯数を933世帯と言いましたけれども、母子世帯は、6,995世帯でございます。さらに、母子世帯または父子世帯で困ったことという調査がございまして、母子世帯につきましては生活費に困ったが53.1%、父子世帯につきましては、子供の養育・教育が26.9%。または

家事が21.1%。仕事の勤務形態を聞いた調査につきましては、母子世帯につきましては臨時パート、その他というのが45.9%、父子世帯につきましては常用の雇用者が54.6%という数字でございました。

白井委員

どうして国がひとり親ながら父子と母子を乖離させているような施策になるのか、私にはさっぱり理解できないのですが、今の課長の説明では、父子家庭は幾らか母子家庭に比べれば経済的に恵まれているようなことを言っていますが、要するに、父子家庭というのはお父さんが働いている父親家庭のことですから、当然女性の家庭よりはサラリーが多い。しかし、子供に対する接触の頻度とか、子供の面倒を見る云々ということについては、母子家庭に比べれば残念ながら劣っていると、私ははっきりそのグループの方々から伺っているのです。そういう中で、ではそれをどうしていくのかということになると、例えば、子供をどこかに預ける官民いろいろな施設がありますけれども、そういうところに預ける。延長保育のお金がかかるとか、男の人の方が仕事の時間が長いとか、いろいろなことで聞いてみますと、ある意味では母子家庭よりもお金がかかるのだそうです。日々のランニングのお金がね。

そういうことで、経済的に幾らかいいといっても、出る方ももちろん出ていくんだと。だから、県は、国も含めて、父子家庭というものの内情をよく知らないのではないかと、これを彼らは訴えるわけです。我々には訴える場もないんだと。例えば、今の課長の説明のように、父子家庭と母子家庭は世帯数でも違いますね。だからどうしても、我々もそうですけれども、私も母子家庭のせがれですが、母子家庭はいろいろな意味で恵まれたと言ったらおかしいけれども、結構いろいろと注目されたり、いろいろなフォローもあるのですけれども、父子家庭には、私が資料で見ると、希有だと。行政フォローというのは、ほとんどないと。何故かということ、私もある国会議員にお話しして、真剣にこれを考えてもらいたいということで、今、その関係者と話をしているのですが、そこにおける横山理事が大変熱心にいろいろと話を聞いていただいたりしているようですけれどもね。

中澤部長、今、悲鳴を上げている俗に言う弱者という皆様は本当にいるんです。私ども、大げさに言ったら毎日毎日そういう方々に会うんですよ。だから、すべてとは言わないけれども、我々も県の人でも決して弱者と言われる人たちではないような気がするんですよ。だけど、この弱者という皆様が本当にいろいろなことを聞いてほしい、わかってほしい、一生懸命訴えているんだけれども、なかなか行政や私なんかも含んで、まだまだ真剣味が足りないのかなと自省しているんです。ともかく、請願の書類や資料や何かをご覧になってほしい。ここに山梨県が出した「ひとり親家庭 寡婦のしおり」がありますけれども、率直に言いますと、どこを見てもともかく父子に対するものはほとんど目につかない。父子家庭と母子家庭にかかわるといっても、ほんのわずかありますけれども、ほとんど、ひとり親といっても、母子です。ですから、これは考えを変えるべきではないか。対象者が少ないからほうっておいていいというものではないんです。実際、今の課長の説明では、対象者に相当差があるみたいですが、本当に父子家庭は悩んでおられるんですね。父親が、自分の子供だから、俗な言い方ですけども、後妻ももらわずに子供のために一生懸命頑張っている話を聞いていますとね、一生懸命やってあげなければいけないと思って、今回請願に及んだのです。

今までは恐らくお互いに知識もそれほどなかったと思うんですよ。私も、こういう仕事を30年も40年もやっっているが、反省しているというのですから。はっきり申し上げて、皆様方も、今まで父子家庭ということに一生

懸命注目して、そういう概念を持って議論したかどうかといったって、恐らくそんなになかったと思いますよ。だから、今後は対象者が多いとか少ないとかではなくて、真剣に取り組まなくてはいけない。ひとり親というからしおりを見てみたら、こんなに大きなしおりだけれども、マーカーするところは2つしかなかった。私がマーカーをしたところは2つしかなかったのが実態ですよ。これを見ても、ひとり親とは書いてあるけれども、父子なんていう言葉はないんだから。まあ、全くないとは言わないけれども、ほとんどないですよ。

そんなことで、くどいようですが、ぜひ今後はしっかりと対応してほしい。僕は知事にも会ってやってくれと言ってあるんですよ。こういう皆様に会うことが大切だと。ひざ詰め談義でも、会ったらいかがですかという話も私は率直にしてあるんです。しかし、対象者が少ないとか、子育てで母子家庭の人たちが待っているとかという話もあって、なかなか県は進まないようだけど。でも私は、中澤部長は、先ほどのきずな会の方々にも初めて会ったと思いますよ。横山理事は会っているんですけどね。部長は、横山理事の隣の部屋だから、こういう方々にも会っていく、そういうことを横山理事や課長たちはやっぱり考えなければいけない。ご自分たちだけの範疇ではなくて、せっかく行政の事務方のトップが隣にいらっしゃるのだから、お話ししたりしながら、何とか真剣に対応していくと。子育て、子育てと言いながら、子育てで母子家庭以上にある意味では悩みを持っているのが父子家庭です。経済的問題とか、そういう特定のことは私にはよくわかりませんが、ある意味ではともかく話を伺っていると、大きな悩みを持っておられる。ぜひ、こういった方々のことを真剣に考えてやってほしいなということを強く要望しておきます。

(公立病院のガイドラインについて)

樋口委員

1点お伺いします。本会議で知事答弁もございましたけれども、公立病院の役割分担、あるいは再編のことです。もう少し詳しく教えていただきたいと思います。今、国がガイドラインをつくっていて、設置者が来年、改革プランを作成するとあるが、県はどのような役割なのか。設置者と県の役割をもう少し明確に教えていただきたい。

それとあわせて、来年、計画ができるわけですけれども、その計画ができて実施のスケジュール、あるいはスパンがどのぐらいか、わかれば教えてください。

福富医務課長

現在、国の懇談会におきましてガイドラインについて検討がなされておりまして、それを受けますと、次には各病院を持っている地方公共団体、これが経営の改善といいますか、改革のためのプランを自らつくっていくということになります。その場合に県におきましては、それも踏まえながら、再編のネットワークのための計画を県においてつくっていくということになります。

スケジュールとしましては、年内に国からそのガイドラインが示されて、平成20年度内には県としても再編ネットワークのための計画をつくっていくこととなりますけれども、その際には関係者、もちろん市町村もそうですし、県の中でも市町村行政担当者、福祉保健担当者、あわせて検討し、役割分担で先のことを進める中で、病院がどのような役割を進めていくののいいかというのを検討して、再編のあり方、姿をこの計画の中に盛り込んでいくという形になっていくと思います。

樋口委員

少し前までは、経営効率が盛んに言われて、そのことを観点にいろいろな議論がされてきたと思いますが、ご承知のように医師不足、あるいは診療科が閉鎖になる。特に地方は医療に対する不安が非常に大きくなっていくということで、まさにしっかりとやっていただきたいと思いますが、新聞で、県が支援という書き方がされているので、支援ができるのかという不安にもとられるわけであります。

今までも公立病院の役割分担とか、あるいは医療連携とか、あるいは経営の効率化をお互いに協力し合っていこうということがあったと思うんですけども、今までの積み重ねが少しないと、県と市町村のそういった連携がうまくとれるのかという不安が出てくるのですけれども、そこについてはどうでしょうか。

福富医務課長

必ずしも再編という議論ではございませんが、各医療圏に医療関係者、市町村長さん含めまして、地域の保健医療推進委員会というものをつくっています。この中で各地域の医療のあり方、特に医療計画、各地域にどういった形で進めていけばいいのかということの議論をいただいておりますので、そういった意味では土壌はあります。ただ、再編ネットワークということにつきましては、各市町村のお立場もありますし、また、各病院の中の事情もございまして、なかなか踏み込んだ議論までは進んでおりませんが、今後は国のガイドラインなども含めながら、それぞれまず地域での議論を活性化していくということが必要と思っております。

樋口委員

私の方も勉強不足で、細かいところにはちょっと踏み込めませんが、非常に大きな問題というか、期待の集まる場所だと思っております。

そこで、今、二次医療圏域という話ですけれども、実は地方だと二次も三次もないのではないかなという気も、普通の県民といいますか、病気になったときにかかる、あるいは見舞いに行く、あるいは家族に病人がいるという普通の家庭は、そういう認識だと思うんですね。そこで、県立中央病院との連携、あるいは独立行政法人になった国立病院、あるいは山梨大学附属病院等々の連携も十分に近くに置いて、このプランをつくっていくことが非常に肝要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

福富医務課長

実際にはいわゆる初期の分は市町村ごと、それから二次、例えば入院が必要な医療というくくりで二次は一定の医療圏という範囲で規定をしておりますけれども、委員御指摘のような、もう少し違う区切りも必要かということにつきましては、例えば医療計画を策定する中でも、医療連携として、がんとか、脳卒中、心筋梗塞、こういったものの役割分担を考えていくときには、必ずしも医療圏ごとに考える必要はないのではないかとということで、今の検討委員会の方でも、こういった医療圏の中で考えていくかということも議論していただいております。

また、今後さらには、そういった再編ネットワークの計画をつくっていく中でも、役割というのを、本当は二次医療の中でとどまる部分と、高度専門的な部分で、もう少し県全体で考えていく部分等も配慮しながら検討していきたいと思っております。

樋口委員

先走りかもしれませんが、各市町村、設置者ごとにプランをつくる。そして、それを医療連携といいますか、役割分担を求める。そして、県はネットワーク化すると。例えば、市町村合併のときの県の構想は、各市町村の構想と結局は全然違った。あるいは、大変大きな問題でした、国民健康保険

財政調整交付金が多く支払われてしまった問題についても、見ようによっては県が親分で市町村が子分だというような、先ほど議論もありましたけれども、県も財政を大きく担っていますから、その中で足りないところ、あるいはこの間の医師不足、あるいは特に産科、小児科、あるいは救急医療体制なんかも非常に大きな県民の不安を払拭する役割を担っていますから、先ほど、課長もいろいろな方とチームをつくるようなニュアンスのこともおっしゃっていましたが、ぜひ、来年の改革プランについては、市町村とそういったところをしっかりとつくり、市町村ごとに不安があるけれども、それが背中を向けるようなことのないようにやってほしいと思いますし、これからまたこのことはいろいろな立場の方々から、いろいろな質問が出てくると思いますが、その辺について最後にお聞きして終わります。

中澤福祉保健部長 再編の問題につきましては、これは人口の少ない地域に、いってみればデパートみたいな病院が幾つもある必要か。デパートは1か所で、あとは専門店でいいのではないかと、単純に言えばこういう発想でございますけれども、いざこれを医療圏ごとにそういう整備をするとなりますと、総論賛成各論反対ということになると思いますので、この件につきましては、まず地元の病院、あるいは設置者である市町村、またはいろいろな関係者の皆さんにこの問題を真剣に議論していただいて、そこでまず合意形成がなされることが望ましいと考えております。そういった議論の中で、県としての役割としても計画をつくるわけでございますので、県としても参画をさせていただいて、一緒にやっていきたいと考えております。

小越委員 関連して確認したいのですけれども、病院のことですが、先ほど、国がガイドラインを出してくるとのことですが、今の県立中央病院の経営改善の問題も出ていると思うのですけれども、医療圏の問題も含めて、それとの関係はどのようにしていくのか、ガイドラインと医療圏の問題があって、県立中央病院のものが出てくるのか、その関係を整理してお伺いしたいのですが。

福富医務課長 国のガイドラインが現時点でどういう姿になるかというところをはっきりしていない状況でございますが、いずれにしても県といたしましては、今の経営状況をかんがみまして、県立中央病院と北病院をあわせまして病院事業のあり方、これは抜本的に見直していかなければならないということで、現在検討委員会で検討を進めておるところでございますので、まずはそこでしっかりと議論をしていきたいと思っております。

その議論を踏まえて、今後のあり方に移行していく際には、国のガイドラインの中には経営の効率化ですとか、経営形態のあり方のところについても触れられるということで聞いておりますので、そういったものも踏まえてよく検討していきたいと考えております。

小越委員 先日新聞に、県立中央病院の経営のあり方が、4種類載ったのですけれども、独立行政法人とか、民間譲渡、公営企業法の全部適用、それから指定管理者とあったのですけれども、今のまま県直営でやるという、そういう選択肢はもうないということでしょうか。

福富医務課長 基本的には現状でなかなか経営改善がうまく進んでいないところから発しています委員会でございますので、新たな経営形態について御提示をしたということですが、委員の御意見がどういった形で進んでいくか、今後しっかりと議論していただきたいと考えています。

(県後期高齢者医療費助成制度について)

小越委員

全部民間ありき、全部指定管理者ありきという先程の4つだけの選択肢でいくというのはちょっと心配もありますので、公営企業法の全部適用がいいかどうかも含めて、一部適用のままでいけるか、努力でできるのかということも、ぜひそこも選択肢に入れながら検討していただきたいと思っております。

あと、県単独の高齢者医療費助成のことを1点、聞き忘れたことを確認させてください。今、68歳、69歳の県単で医療費助成している方は、何人いらっしゃるのでしょうか。

杉田国保援護課長

平成19年3月31日現在で68歳が1,598人、69歳が1,942人、合計3,540人という数字になってございます。

小越委員

3,540人、1年齢当たり2,000人を切っていくと思うんですけれども、そうしますと、多く見積もって、これは74歳まで拡大しても1年齢当たり2,000人前後ということぐらいでよろしいですか。

杉田国保援護課長

私どもの方も1年齢当たり2,000人弱ということで今のところ推測しております。

小越委員

そうしますと、そんなに人数が多くないと私は思っています。非課税の方に限るので、本当に生活が大変な方ですので、このところを救ってほしいんですけれども、先日は68歳、69歳を残すと、70歳から74歳が2割になったときに逆転になるという議会で答弁が確かあったのですけれども、これを70歳から74歳、今、国会の与野党でやっている中で、1割のままでいくことになりまして、逆転現象は生じなくて、そのまま全員が1割でいくという理解でいいですか。

杉田国保援護課長

このまま、今、問題になっております70歳から74歳までの自己負担引き上げを凍結するということになりますと、逆転現象は生じないということになります。

(医師確保対策について)

中込委員

関連で医師の不足の問題について、システムの国のガイドラインによってやっている、これも1つのやり方と思いますが、この間、教育厚生委員会の県外調査で長崎県へ行き、へき地の医師確保対策についての調査を行いました。多分苦労しているのだろうということでしたけれども、医師不足はないと言われました。それは私の観念論だったのですけれども、離島だから医者には行きたくないのだろうといったら、担当の離島・へき地医療センター長はお医者さんで、若いころ離島におられて、そのまま県の職員となっていると、こういうことでした。

問題は何かということ、離島の医師は何が本当に嫌で集まらないか。全国的に医師がいないということは少なくなっていると言われていたが、いっぱいいるんですね。ただ、山梨県では、産科医と小児科医が少なくなっていてやめている。その原因の本音を理解せずして、いろいろなシステム的なことをやっても私は解決できないと、こういうふうになっておまして、長崎県の離島という特色として、その先生の言われるのは、なかなか勉強に出ていけないということと、家族で旅行しようと思っても、離島でだれも替わりが来てく

れない。そういう本音であって、その対策に手を打ってやったらいっぱい来ましたよ。そして、勉強は、今度、長崎医大のゼミが離島に行って勉強会をしたと。ここのところだと思うんですよ。

そこでお聞きしたいんですが、システムで改革をして、私は県というのは初めてですが、組織は枠組みをつくるというのがあるからかもしれませんが、今まで、私が初めて議員になって聞いていると、ガイドラインをつくり、委員会をつくり、協議をします、モデルケースをします、これが県という大きな枠組みの一つのやり方かもしれません。でも、本音のところを理解しないと解決できないと思います。山梨県の産科医、小児科医が、山梨県の特徴を踏まえながら、何故いないのか、その医師の本音はどこにあるかをどう理解しているかをお聞きしたいと思います。

福富医務課長

まず、よく原因を踏まえてということでごさいます、医師確保の対策を講じていくに当たりまして、これは、また検討委員会ということになってしましますが、医療対策協議会において、へき地の関係者も含めて、また医師会とか大学の関係者、さまざまな関係者の方からどういったところが問題なのか、どういったところが原因なのかということ踏まえた上で対策を講じるという努力をしてまいりました。また、それ以外にも大学にも何度も足を運びまして、よく現状を踏まえております。

そのように講じておりますが、特に産科、小児科の問題ということになりますと、今、一番話題になりましたのは産科の問題でございますが、これにつきましても、例えば塩山市民病院とか、それから山梨大学の産科の教授、医局の先生方とお話をいたしまして、原因についてもよくお聞きをしております。やはり、福島県の事件等を背景として、十分に安全な医療体制をつくらせて勤務していきたいというのが最も大きな原因ということで話を聞いております。これについてそういった点を踏まえて、対策を講じていきたいということで、今回も助産師の活用なども掲げておりますが、今後もよく現場の方の声もお聞きしながら対策を講じていきたいと思っております。

中込委員

福島県の問題等、いろいろあった。私も医師に仲間がいますけれども、その他に、厳しい昼夜を分かたず診療しなくてはいけないということ、そしてそれに見合った報酬、お金が入らないということ、あるいは市民がすぐ訴えるとか、そういうものがある。そこが問題ならば、市民が訴えるということも、我々議員も含めながら、市民もそういうことをしない市民になるうではないとか、そういう手も打たないと、システムだけつくっても、私は抜本的には改善にならないと思います。要するに、担当の医師にお願いもしますけれども、行政もそれに対する対策を講じ、市民も自分たちがただ要求だけをして、ちょっと失敗があったら今度はすぐに訴えて補償を問う、という市民になってはだめであり、みんながそれぞれでやっていくということではないと、私は考えているのです。市民に対する啓発は、地元の議員たちも使うべきだとは思いますが、みんなで行ってこうという、そういう考えで対策を問うというお考えはあるのでしょうか。

福富医務課長

私自身も、例えば公民館にそういった市民の団体方が集まられた場合に、現在の産科の状況を説明に出向いていたりですとか、また、寄附を集められた団体が知事室に来られてお話をされたりですとか、できるだけ機会で現状を説明して、御理解いただくようには努力をしているところでございます。また、今後さらに議員の先生方のお力もいただきながら、できるだけ現状を理解していただいて、その上で医師の方々が安心して、より山梨県で活

躍できるような環境を整えていきたいと思っております。

中込委員

私は、要求だけをする県民に成り下がってはいけないと思うんです。県をよくするためには、「自分たちも責任を持つ」、そういう県民になっていくべきだと考えておりました、そんな質問をさせていただきました。

もう1点、長崎に行ったときに、2年ごとにかわるような人事ではなくて、その先生は、自分が長崎県の離島の医師は絶対確保するという情熱を持って、そこにずっと長く勤務していて、自負心を持って、私がいるから長崎の離島は医師を確保できる、ということに私は感動いたしましたけれども、そういう人事にも考慮されていこうとしているのかどうか。一つの事業をするには5年、6年かかったが、そこをなし遂げた後、次の職場に行っていたかどうかというような人事が考慮されているかどうかをお聞きしたいと思います。

福富医務課長

人事ということになりますと、さまざまな要因があるかと思えますけれども、担当する者としては、当然継続しながら、できるだけ一人だけではなくて、課の中、部の中でさまざまな職員と一緒にあって、例えば医師確保ですとか取り組んでおります。もちろん情熱はしっかり持ちながら、なおかつ継続できるようにしっかり取り組んでいきたいと思っております。また、一人の職員がどれくらい勤務しているかというのは、また人事担当との相談になるかと思えますけれども、その辺もよく配慮しながら、人事異動も、それについては申し伝えておきたいと思っておりますので、情熱はしっかり持って取り組んでいきますのでよろしく願いいたします。

主な質疑等 教育委員会関係

第99号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

臼井委員 今高校教育課長の御説明は大まかな説明で、これは、すべて国費で行うことらしいんですけども、昨今、技術者を云々とか、ものづくり云々とか、盛んにこういうことがやられていて、企業と学校が連携してニーズを踏まえた人材を育成するということですが、今、3つの工業高校を指定して、あるいは産業支援機構、教育委員会もかかわってということですが、例えば、県内の製造業の方に行ったり、学校に行ったりというお話がありましたが、具体的にどんなことをするんですか。

滝田高校教育課長 資料を1枚お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

(資料「ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業」を配付)

ただいま臼井委員から御指摘がありました具体的な内容ということで、もう一度、項目の復唱みたいな内容になるかもしれませんが、配付した資料の図を御覧いただきたいと思います。経済産業省、文部科学省、あるいは山梨県教育委員会、やまなし産業支援機構といった図は、先ほど説明したとおりでございます。その中央に人材育成連携推進委員会がございます。ここがいわゆる共同体として代表委員が集まります。この中には工業高校の校長先生のOBがコーディネーターとして入っております。ここに企業の代表、あるいは経済団体からの代表等も入っております。私も末席を汚させていただいております。

こうした中で、どういったものができるかという具体的な案を細かな点で詰めてまいります。先ほど言いました事業の骨格というのは、その下に矢印で4つほど書いてございますが、それを、復唱になるかもしれませんが説明させていただきたいと思います。

一番上の矢印、生徒のところから矢印が企業の方に向けてございます。それは、生徒が企業に赴いて最新の機器を利用して先端技術の実習を行うといったものでございます。今までは、なかなかこういった機会に恵まれませんでしたが、なお、ここにかかる経費等については、別途、産業支援機構の方にも予算が行っておりますので、企業の諸経費といったものは、そこから賄わ

れると思います。それから、私どもの予算としては、生徒の保険、そういった費用が多くなるかと思えます。それから、企業の報償費、先生ということですね。そういった費用も産業支援機構から賄えることになっています。

2つ目、企業から講師を招聘などして、学校で実践的な授業をしていただく。最先端の技術を持つ先生方に講師として来ていただいて、実際に授業をしていただく。この報償費等についても、産業支援機構に費用としてっております。

それから3つ目、教員が実際に最先端の技術、あるいは機器を持つ企業に赴くことによって、最先端の技術を教師自身が身につけるといったものでございます。

それから4つ目でございますが、これは企業の技術あるいは高校の先生方の知識といったものを使って、共同研究、あるいは共同開発を試みるといったものでございます。

これで若干の追加説明になったかと思えます。

臼井委員

今、お手元でわかるかどうかですが、工業高校の生徒の県内の定着率というものは、どのくらいですか。

滝田高校教育課長

現在、県内の就職は、前回の記者発表で行いましたように、就職希望者の内、9割以上が県内に就職してございます。ただ、進学する生徒もおりますので、県内を含めて、大学、それから専門学校等へ進学する生徒が工業高校、商業高校、農業高校合わせて約半数強でございます。

臼井委員

要するに、就職する生徒の9割は県内に定着していると、こういうことで、進学、就職で入れると、大体半々ぐらいと。私は、どちらかという企業側をよく知っているのですが、即戦力にならないということをよく言われる。そして、一生懸命教育するんだけど、2、3年するとどこかへ離職してしまうと。大げさな言い方をすると、まことに評判よくないんです。そういった人が県外に出ていくのか、別の県内企業に就職するのか知りませんが、定着率が悪いというのは、仕事になじまないというのか、就職する前にそれなりのトレーニングがされていないと。これは技術的なトレーニングもそうでしょうけれども、例えば社会人として、あるいはそういった企業人、サラリーマンとして、学校で机上の勉強は教えてくれても、なかなかそういういろいろなことが備わっていないということの批判を、よく企業家というか、県内のそういった方々から耳にするんですね。

今回のこれも、山梨県の施策ではなくて、国の施策として山梨県が指定されてこういうことをするということですが、せっかくですから今回の事業に関係することなので、あえて所管的な質問ではなく、ついでに聞きますけれども、職業高校でも、今、半分も進学なさるといいますから、これもいろいろと画一的なものは言えないかもしれないけれども、職業高校において、18歳で就職をなさる人たちに対する社会へ向けての技術もさることながら、社会人教育とは言わないのでしょうけれども、私は専門的な言い方はよくわからないけれども、そういうものは、どうなっているんですか。

滝田高校教育課長

臼井委員から御指摘いただいておりますように、よく全国で七五三と言われまして、大学を卒業した生徒は7割方企業にとどまる、高校を卒業した生徒は5割方というような指摘をされています。そういった数字は確固たる数字ではございませんが、その数字から見ると、山梨県の定着率は確かにそれより高い方でございます。ただ、企業からすると、採用した生徒については、

9割以上はぜひ定着してほしいということが願いだらうと思います。本県ではこうしたことも踏まえて、高校生のインターンシップ推進事業ということを進めていただいております。動き出しは平成12年ですが、実際に事業として動き出したのは平成16年からですから、まだ歴史は浅いのですが、これによって定着率は高まっていると聞いております。ただ、1年、2年、3年ぐらいの経過でございますので、5年後、10年後はどうかと言われても現時点ではわかりませんが、こうしたインターンシップ推進事業を通して就労体験、いわゆる職業観を養うということは必ず子供たちに返ってくると思いますので、定着率は一層上がってくることになると思います。

また、企業の方でもこうした取り組みへ理解をいただいております。先般も民間企業の方から、普通の公的な予算では購入することが不可能な最先端のボール盤、あるいは旋盤といったものですが、六尺旋盤というとても大きなものですが、資格を取るためにはとても重要な機械を寄附していただきました。企業としては一旦古くなったが、高等学校ではとても購入できないような高価なもので、そういったものを寄附していただいておりますので、企業の方でも高校生の技術を向上するために、直接協力いただいているという現状もございますので、インターンシップ推進事業等も活用しながら、子供たちの技術を高めながら定着を目指していきたいと考えております。

白井委員

これで終わりますが、このやまなし産業支援機構というのがあります。ここは山梨県内の、いわゆる地場企業との日常のコンタクトがすごく旺盛です。これは、それほど多くの職員がいなくても、企業とのいろいろなコンタクトを一生懸命やっているんですよ。そういう意味で、今回のこの事業はやまなし産業支援機構がコーディネーター役を果たすということのようですが、高校3年で卒業して企業へ就職して一生懸命努力すれば、4年の大学卒業よりも、実践力として大変使えるんだと、決して生意気ではなくて一生懸命やって、企業にとってみれば高卒の人たちというのは、ある意味で金の卵なんだということをよく言う人がいるんですよ。これは県内の零細というか小規模の企業がそう特に感ずるのかもしれませんがね。

そういう意味で、学校だけではなくて、それが2年生からがいいのか3年生からがいいのか、私は専門的にはわかりませんが、日常から企業とのいろいろなコンタクトが必要です。私たちも立場上、就職の相談も親から受けることがあるんですが、ともかく子供たちが企業を知らない。率直に言うとそのですよ。今、私は甲府商業のある子供を、本人や親とお会いして、いろいろ進めていますが、ともかく高校生が県内企業の名前を知らない。ということは、要するに企業の立地とか、企業の存在というものを余りにも高校生が知らない。大学生の場合は、昨今、就職活動というのがすごく旺盛だから、結構知っているんですね。だけど、来年3月に高等学校を卒業する方々が、夏休み以降、いよいよ就職活動というか、いろいろな話がいっぱいあるんですけど、本当に企業を知らなくて驚くんですよ。考えてみれば、学校にはかかりいて企業を知るわけもないし、また、学校の先生も企業そのものは、よく知らないんだと思いますよ。就職担当の先生ならともかくとしてね。そういう意味で、社会人になってから、どんなふうな形で企業や社会に貢献できるかということを考えて、高校生の場合は18歳で就職するんですから、二度、三度転職したら、これはもうほんとに癖がついて、いつになっても落ち着かないような人間になってしまうんですよ。

ですから、今までもものづくりという観点で、企業とのコンタクトをしっかりやろうということらしいんだけど、せっかくの機会ですから、特に職業高校の生徒たちというのは就職する人が、今言ったように50%近くあ

るわけでしょうから就職するには、企業というものをよく教えたり、山梨県の産業とか、あるいは社会というものをしっかり勉強してもらうことを、学校としても、技術だけではなくて、そういった、その他社会人の云々というような、そういう勉強も大いにさせてあげてほしいということを要望しておきます。

小越委員 お聞きしたいんですけれども、この企業実習の実施というのは、一生徒さんにしますとどのぐらいの時間数の授業をするのでしょうか。

滝田高校教育課長 現在、概算ということで、本来はこの事業を立ち上げたときには、年間を通してという予定でございました。ですから、30日、あるいは30回ぐらいを想定してございましたが、現在はまだ事業としての予算化が済んでございません。今年度は、後半ということですので、回数は約半分ぐらいになるかと思いますが、内容を厚くしてこの事業を進めていきたいと思っております。人材育成連携推進委員会で、もう少し練り上げてまいりたいと思っております。

小越委員 年間30回ということになりますと、1か月当たり2回か、多くて3回ぐらいかと思うんですけれども、学校側の方に現場の技術の方が来て、実践的授業もしていただいたりということですが、工業高校の先生にお話を伺いましたら、先ほども課長からお話ありましたが、機械が古いと。せっかく最先端の機械を現場で実習してきても、学校に帰ってくると古い機械しかない。予算をもう少しいただかないと、新しい技術を習得できないというお話を聞いているのですが、その点についての予算化はどうでしょうか。

広瀬次長 教育委員会の予算を担当している総務課長の立場としてお答えさせていただきますけれども、今、小越委員さんおっしゃったように、直接企業の現場へ行って見てくれば、確かにそういうことは起き得るお話だと思っております。ただ、高校生の職業としての授業ですべてが最先端を常に追いかける必要はないかという、もっと基礎的なこともあるかと思っておりますし、どうしても全体の財政の中での優先順位とかバランスとかを考える必要がございますので、その辺はまた来年度当初予算に向けて教育委員会の中でも、本当に必要なものは何か、何が必要であるかということの観点でいろいろ検討をしていきたいと思っております。

小越委員 企業との実習連携のところでは大丈夫ですけれども、基礎的な勉強をするのは職業高校のあり方だと思うんですが、そうはいつてもかなり古い機械がいっぱい残っているみたいですので、予算をしっかりと取っていただいて、順次新しい機械を導入していただきたいと思っております。

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願 19-14号 一学級の定員を30人とするについて

意見

小越委員 横内知事も30人学級の学年拡大を公約にしておりました。6月議会では、中学1年生の30人学級に前向きな御答弁もありました。30人学級は先生方、保護者、子供たちから肯定的な高い評価を得ております。全国でも学年が広がっており、この請願書の提出者のところから、県に対して知事あてに署名が1,800名提出されております。中学1年と小学校3年すべてにしませんと、中学1年生は中1ギャップがあるから、小学校3年生は切磋琢磨というのではなく、小さい集団であれば今でもそうですけれども、合唱や体育は2クラスや3クラス合同でやっております。先生方が1人1人に行き届いた教育を丁寧にするためにも、30人学級をすべての学年で実現するべきだと思っています。

山口県では、すべての学年で35人学級の実現が予定されているそうです。先生方もふやすということになりますけれども、先生方をふやすということは若者の就職拡大にもつながりますし、この請願は、子供たち、それから住民の皆さん、先生方、皆さん望んでいる請願ですので、ぜひ採択すべきだと私は思います。

討論

小越委員 先ほどもお話ししましたように、この請願は県議会として採択すべきだと思います。ぜひ採択をすべきです。お願いします。

採決 起立採決により不採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(わかば支援学校について)

小越委員 所管事項、1点お伺いします。わかば支援学校についてです。南アルプスにありますわかば支援学校は、昭和49年開校の古い建物の学校です。先日、私、雨が降った日にそこに視察に行っていました。多分、担当の方は、すべて知っていると思うのですが、雨樋が渡り廊下がありません。下が濡れておまして、壁紙もはがれ、タイルもはがれているところがありました。先生方の努力で壁を塗ったり、トイレのドアを直したりしているのですけれども、年間の修繕費はどのくらい出しているのでしょうか。そして、

修繕費が足りているのでしょうか。

都築学校施設課長 申しわけありません。各個別の修繕費は毎年度違うものですので、今、詳細に幾らということはいえないわけですが、通常、配分されました予算をそれぞれ私ども、必要度に応じまして42校、特別支援学校は特別支援学校の予算、それから高校は高校についての予算を前年度からそれぞれ中身を精査した中で、必要度を固めまして執行している状況です。なお、途中で緊急に出たものは緊急対応という形でしております。なお、修繕の方針ですが、やはり安全性が必要なものを第一という形で進めていますので、一概に学校側で要望したものがすべて修繕できるだけの状況ではないことは事実であります。

小越委員 昭和49年開校ですので、とても古い学校です。県内の県立高校の中でも古いところだと思います。障害を持っていらっしゃるお子さんが通っているところですので、安全が第一は他の学校もそうですけれども、とりわけそうだと思います。

中でも寄宿舍のお湯の問題です。給湯管から茶色い水が出てくるんですね。トルマリンを入れているという話を聞いたのですが、昨年は、本当にまっ茶色のお湯が出てきたと。トルマリンを入れて、一部改善があるとはいえ、蛇口を15分ぐらい出さないと白い透明の水が出てこない。これは、なぜ直さないのでしょうか。

都築学校施設課長 今回のトルマリンのお湯の話ですが、私ももちろん現場を確認して見させていただいております。古いということも、先ほど言われたように昭和49年の建物ですから、経過年数出ております。県立学校は他にも古い学校があるわけですが、いろいろな配管を工事してやはり数十年経ますと、当然さびというものが出てくるわけですし、特にお湯を使っているということで、お湯を使っている管の方に赤さびが出たという事実を確認しております。これにつきましては、昨年度わかった段階でどんな対応をとるか、もちろん配管を全部取りかえる方法から始まりまして何がいいか検討しました。実は、やまびこ養護で平成14年に実例がありまして、その段階ではトルマリン方法で約1年程度でほぼ解決している。そういう事案があるので、私どもとすれば、まずトルマリンというイオンを発生しまして赤さびを除去する方法、これは1年ぐらいかかると業者は言っておりますが、この方法で対応したらどうかということで、昨年度実施しております。ですから、今現在、目に見えて赤さびがなくなったかと言われると、まだもう少し時間が必要ということを感じております。

それと、先ほど言われました管ですが、これは飲み水に提供しているものでなくて、いわゆる水道は水道で使っていて、それをお湯の方、ボイラーの方を経由したものが出てくるということですので、当然これは改善しなければならないという意識は持っておりますけれども、飲用には適さないということで、ある程度時間がたたなければ無理ですので、これは飲まない形で指示して対応しております。ですから、お湯は洗い物、あるいはある程度時間が経って赤さびが抜けた後でお風呂へということしております。

現在、経過を聞いておりますけれども、大分減ってきたというふうに話を聞いておりますので、もう少し日数を見ていただいて、結論をつけたいと思います。

ほかの方法もありますけれども、現在は、コストと効果を考えると、トルマリンという方法でやっているのが状況であります。

小越委員

飲まないようにとおっしゃるのですけれども、障害を持っていらっしゃるお子さんですし、寄宿舎のところですので、先生方がずっといるというわけではないと思うんです。健康上の問題もありますし、それからあと1年待ってくれと言われて、それで対応できるのか。その後どうするのか、どのようなことを次は展開されるのでしょうか。

都築学校施設課長

その時点で考える方法には、お湯の管が長いということで、今あるものを全部配管し直すわけにはいかないの、主としてお湯を使っているところを切って、そちらの配管だけ変えるという方法。必要などころには別なボイラーをつけてお湯を対応する方法。そんな方法も一応考えております。

水の話ですけれども、一応、飲料用のものはすべて基準の検査をしております、基準は合格しています。先ほどのお湯の方も当然、30分程度は基準に適していない状態が出ていますので、これについては、先ほどいいました注意という形で、よその部分では蛇口を取った工事をしたところもあります。ですから、今後それをするかどうかなんですけれども、それはお湯のところに限定して、飲まない位置のところに限定して管理をお願いしているので大丈夫というふうに認識しております。これについて、もし支障があるようでしたら、もちろんそれは蛇口を使用停止にする方法の少し考えなければならぬかなという事は思います。これにつきましては学校等と相談して、状況をまた確認いたします。

小越委員

普通、私たちが家庭生活をしていて、茶色い水が出てくる、それも1年もずっと出ているときに、それをそのままほうっておくかと私は思うんですよね。寄宿舎に入っているお子さんは障害を持っているお子さんですので、飲んではいけないと言われても、なかなかその対応も大変だと思うんです。蛇口を取ってしまえばいいといたら、では、どこからお風呂をわかせばいいかという話になるんですよね。そこはやっぱり抜本的にすぐ手を打たないと、これは普通の家庭や県庁では、1年間も茶色い水が出たらそのままにしておくといくことは考えられないことだと私は思います。

本当は全部配管をつけかえるのが一番いいと思うんですけれども、そこはただちにボイラーをつけかえるなど早急に手を打っていただきたいと思います。

そもそも、私はそこだけではなくて、立て替えるのが筋ではないかと思っております。昭和49年開校ですので、今からもう三十何年前の古い建物です。と同時に、わかば支援学校は多分、県内で一番大規模化している。今のところ、知的障害のお子さん、193名ですね。かえで支援学校も大規模化されて、かえで支援学校は増改築しています。だけど、かえで支援学校よりもわかば支援学校の方が人数は多いんです。わかば支援学校は193名ですけれども、一たんわかば支援学校からかえで支援学校の方に子供さんに転校していただいた。そこで一たん少なくなったけれども、それよりもまた同じぐらいに人数がふえている。今後、わかば支援学校の大規模化をこのままにしておくのでしょうか。どのようにお考えか、方針をお聞かせください。

山本新しい学校づくり推進室長

わかば支援学校でございますけれども、現在、193名の児童・生徒が在籍をいたしております。この学校は、170名前後を想定した施設ということでございますので、今、20名前後オーバーしていることはいえるわけですけれども、それに対しまして一つ申し上げたいのは、この190名という数字が今後右肩上がりに増えるのか、それとも、ここで

頭打ちになるのかということが問題になろうかと思うのですが、今後の予測としましては、来年、194名をピークに生徒の増がここで打ちどめとなりまして、今後、平成20年代には170名台に下がるというのが、今の私どもの見通しでございます。

その170名規模に対しましてどういう形で対応しているかと申しますと、特別教室を1室、教室に転用しているという形で対応しております。また、学級編成におきましても、学級編制基準の範囲の中で3学級につきまして複式という形で対応をしている状況でございます。

確かにかえで支援学校につきましては、右肩上がりに生徒の増加が進み、もう物理的なキャパシティーが飽和状態になったという中で、今年度から増築に向けた対応をさせていただいておりますけれども、わかば支援につきましては、確かに今、ピークのところにあるという中で、若干、正式の規模を超えておりますけれども、私ども、この状況で基本的には対応できるというふうに考えております。老朽化の問題とは別でございますけれども、規模ということにつきましてはそのように見通しております。

都築学校施設課長 2点ありまして、最初の赤さびの方ですけれども、現在、修繕といたしますが、対応をしまして、従前は30分程度水を出していなければ赤さびが消えなかったわけですけれども、現在は10分程度に縮まっているという報告をいただいております。もともとこのお湯は、開栓してさびが出てしまえば、要するに止めていた間にたまった分が出れば、次からは大丈夫ということになっておりますので、当面ですけれども、この方法で対応ということを今現在やっている状況です。

施設の2つ目にありましたけれども、35年程度経っているため、老朽という言葉は理解できます。しかしながら、私ども県立42校全部見ていく中で、やはり古さという表現ではなくて、地震に耐える力、それから学校の使い方、そういったことを総合的に見た中で、改築なり改修なりの方法を定めております。そういう順番の中では、まだ現在、わかばについてはそこまでの老朽化が見いだされていないと判断しております。

程度の話になりますので、これにつきましては表現がいろいろあるかと思っておりますけれども、優先順位の中では、まだほかに先にしなければならぬ学校があるという認識であります。

小越委員 新しい学校づくり推進室長さんの方ですけれども、来年でピークを迎えるというのですけれども、それは来年がピークだという根拠があるんでしょうか。高等部が毎年増えていますよね。全国的に高等部がふえている。かえで支援学校もそこがふえていますよね。わかば支援学校も今年、高等部が99人ということ。毎学年38名とか40人近い学年もありますけれども、これからは高等部が増えていかないという見込みでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長 私ども、昨年、特殊教育振興審議会を開催いたしまして、その中でわかば支援学校に限らず、今後の各特別支援学校の将来推計というものをさせていただきました。その中の一つとして、今、わかば支援学校の水準を申し上げたわけですけれども、既に在学している生徒が学年進行していくのがベースで、今後の児童・生徒数の動向、例えば小学校のときには地元の小学校に行き、中学に進むときに中等部に、また、地元の中学校にいて、そして高校に進む際に高等部に進む。こういった過去のデータというものを全部分析した結果、私どもの推計としては、ここが頭であろうと見込んでおります。

小越委員

中等部から高等部に上がるお子さんだけではなくて、今まで普通小・中学校に通っていたが、支援学校の高等部に行くという方が非常に増えています。それでかえで支援学校も増えてきているんですね。わかば支援学校だけがそこなくて、もうこれから増えないというのは、理にかなった話ではないというか、どこか違うところの支援学校に通うのであればそうかもしれませんけれども、かえで支援学校のところは増えるのに、わかば支援学校のところだけ増えないというのは、私はちょっと理屈が合わないと思うんですけれども。

山本新しい学校づくり推進室長

今の御指摘は、高等部が増えるということですが、私どもの推計は、小学部、中学部、高等部というトータルの中で推計をいたしまして、そのトータルが190名台のオーダーであると申し上げているわけがあります。今、手元に詳細な積算資料を持っておりませんので、高等部が何人ふえて、ほかのところは頭打ちであるという、その数字を申し上げることができませんけれども、私どもの推計に大きな違いはないと確信いたしております。

小越委員

この人数が170名で適当かどうかという論議があると思うんです。わかば支援学校はそもそも小学部から出発して、つけ足し、つけ足しの校舎なんですよ。回ってみますと、本当にどこが校舎かわからないぐらいに迷路のような学校になっています。校長先生も、かなり広範囲に校舎が幾つもありますので、把握が大変だと思います。かえで支援学校みたいに全体的にわかる校舎設計になっておりませんので、改築、増築、増築してきましたので、校舎の建て方というか、並び方のところが非常に不便なままになっていると思っております。

それで、先ほど建て替えの方向のところでは、ほかの学校が優先だとお話がありましたよね。耐震化の問題が多分そうだと思うんですけれども、だったら何年ぐらい待てばここが回ってくるんですか。

都築学校施設課長

明確な年数というものにつきましては、現在お答えすることができません。あくまでも計画的に耐震化等を目標に改築、改修、あるいは耐震補強というものに、何をとるべきかという方法を財政当局とも協議しながら、計画的に進めていく考えであります。

小越委員

ここは、特別支援学校ですので、他の県立高校、工業高校とはまた違うニーズがあるんですね。お子さんも大きな障害を持っている方もいますし、広範囲な地区からも通ってきます。折角、わかば支援学校がいい学校実践をしているけれども、とても古くて、子供たちが怪我をするのではないかなというように、本当に古いところがたくさんあるんです。建て替えのことも含めて早急に検討しませんと、全部の県立高校の建て替え、耐震化が終わってからとなりますと、20年、30年も向こうになる話になりますので、わかば支援学校をどのように建て替えするのか、方針を検討会議でぜひつくってもらいたいと思うんですけれども、そこだけ確認させてください。

都築学校施設課長

先ほども言いましたように、全体計画の中で、現在求められているのは、まず耐震化だと、私は考えております。もちろんこれと並行しながら、それぞれ施設の老朽の程度を見ながら、改修がいいのか、改築がいいのかを踏まえながら検討していく予定です。特別支援学校への配慮ということは、障害

にあわせた形で、私どもも改修の際には検討させていただきますけれども、そのことのみで優先順位が変わるといふふうには考えておりません。あくまでも計画的に進めさせていただきます。

小越委員

それでは、私の意見と真っ向から違います。わかば支援学校は他の県立高校とまた違うレベルのいろいろな問題を持っていると思うんです。そこは耐震化の順番ではなく、ここの支援学校ならではの問題がたくさんあります。大規模化の問題もありますし、高等部がふえる、それから校舎の並びの問題も含めて、ここはここで改修、改築、増築なり建てかえするなど、大規模化とあわせてぜひ検討してもらいたいと要望しておきます。私の意見です。

(石和高校と園芸高校の統合について)

望月委員

昨日も本会議の中で、高校の統廃合、それから再編という質疑がありましたけれども、その中で、かなり進んでおられると。そして、2地区ほどがまだこれからだと、このような話がされました。そんな中で私どもの地元であります峡東地域におきまして、園芸高校と石和高校の統合協議が進んでいるというふうに伺っているんですけども、現在、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

山本新しい学校づくり推進室長

石和高校・園芸高校両校の統合協議についての御質問でございます。この両校の統合協議につきましては、平成13年度以来取り組んできた課題でございますけれども、本年3月に大変大きな転換がございました。石和高校の同窓会、PTA、また盛り上げる会の会長、副会長等が一堂に会されまして、これまでの統合反対という路線を転換をして、今後は統合に向けてむしろ1日も早くこの地に新設高校をつくるという方向に働きかけるという方針を3月14日に掲げられたというのが大きい転換点でございます。

これを受けまして園芸高校側の方も、石和高校がそのような形で方針を転換したのであれば、我々も統合について持ち帰って関係者と協議をしたいというお話が4月にございまして、5月、6月と、それぞれ両校が関係者と協議をした結果、基本的に統合することについては了解をするというところまでまいりました。

そして、両校関係者から、去る7月31日に私ども県教育委員会に対しまして、ぜひ統合案の提案、説明をしてほしいという要請がございましたため、私どもお伺いいたしまして、県教育委員会の考え方を提案いたしました。その内容は普通科と総合学科の2つの科を併設する、いわゆる総合制高校案ということで提案をさせていただきました。総合学科の中には園芸高校の園芸科、食品科学科、農業土木科の3科を継承した3つの系列を含む、全体で6系列の配置を提案いたしました。この私どもの提案に対しまして、両校がまた持ち帰り御検討された中で、9月に両校からそれぞれ見解の発表がございました。

石和高校につきましては、県教育委員会案で1日も早く新設高校を設置してほしいという集約でございました。一方、園芸高校側は、総合学科ではなく、園芸科と食品科学科の2科については独立した科として残すべきだと御提案をされ、普通科、それから農業系の2科、さらにもしクラス数が余るのであれば、それは県教育委員会が総合科的なものをつくったらどうかというふうな御提案でございました。私どもはこの提案につきましては、やはり総合学科の方が優れているという考え方のもとに意見をさせていただいておりますけれども、まだ御理解をいただけない状況でございます。ただいま

は、地元の笛吹市の中学生の保護者、生徒の方々、こういう方々の意向も確認する必要があると考えております。といいますのは、やはり新しい高校ができて、そこに通うのは中学生でありますので、そういう方々がどういう高校をつくってほしいのかという意向も極めて重要だと考えておりますので、現在、今月中を目途に意見交換会の開催、またアンケート調査等を地元中学校関係者に行うという方向で準備をしているという現状でございます。

望月委員

両校とも長い伝統があり、地域に多大な貢献をしている。特に、峡東地域の果樹農業につきましては、園芸高校の園芸科というのが大きな貢献をされています。私どもの中学のときは、園芸高校に入れたい人が日川高校へ行くというような状況もあり、優秀な人材がたくさん入りました。そういう中で、今の山梨県の果樹王国が確立したのではないかと思うわけであります。

そのような中で、今まで農業教育というものを中心的にやってきたよい形の中で継承されなければ、今までのものが大変大きな影響が出てくると危惧をするわけでありますけれども、園芸科について農業との関係をどのように考えているのかお伺いをいたします。

山本新しい学校づくり推進室長

望月委員御指摘のとおり、園芸高校が峡東地域におきまして果たした役割、それは非常に重いものがあるということは私どもも十分承知をいたしております。ただ、今の園芸高校の現状を申し上げますと、毎年、中学生に対して進路希望調査というのを実施しておりますけれども、ここ10年近く定員120名に対して、毎年6、70名程度という希望しかないというのが実情という中で、地域の中学生にとって進学したい高校とは残念ながらなり得ていない。これは農業のおかれている状況ということもあるでしょうし、いろいろな要素が絡み合う中で、こうした結果になっているのかというようにも思います。

また、今年、99名が卒業いたしましたけれども、そのうち就職が52名でありましたが、企業も含めて農業系に就職した方が1人という状況もございます。

そういうようなことで、私どもとすれば、この園芸高校を新しく再編する上では、ぜひ中学生にとって、魅力ある高校をつくって、1人でも多くの生徒が希望する、そういった高校にしていく必要があるだろうと考えました。そういった中で、今回、私どもが提案した総合学科の中でも、先ほど申し上げたとおり、3つの科をしっかりと系列の中に引き継ぎました。果樹園芸醸造系列、食品科学系列、環境緑地系列の3つであります。これ以外にも情報観光ですとか、人間科学という系列で考えておりますけれども、この総合学科でも十分に農業教育というものは継承発展できると確信いたしております。農業関係の専門科目の履修単位数も、科と比べてほとんど遜色ない。専門性も十分に学ぶこともできますし、むしろまた総合学科につきましては、入試の倍率が1.27倍ということで、今春の入試の中では普通科、それから専門教育学科の中で一番高い希望というような状況もございます。したがって、多くの中学生が志願をすることが見込まれております。また、就職につきましても、総合学科は昨年100%、今年99%ということもございません。

また、もう一つ、来春、農業大学校につきましては学校法人化をされまして、果樹、園芸科に特化していくということも言われておりますが、こうしたところと連携を強化するとによって、就職、進学とも十分に対応できると私どもは考えております。

両校は、同じ高校が昭和36年に分離をいたしましてできた高校でありま

すけれども、またその両校が同じ校地に戻り、両校の伝統をしっかりと受け継ぎながら、地域の生徒が1人でも多く進学したくなる、そういう地域の中核的な学校にしたいと、魅力ある学校にしたいというのが私どもの今の切なる願いであります。

望月委員

これからその学校で学ぶ今の中学生が一番大事だと思うんですけれども、園芸高校のOB並びに同窓会の方々の意見を反映するような形の中で取り入れてもらいたいと思っています。

それから、石和高校に国際教養科があるんですけれども、これはどのような形の中で考えているのかお伺いいたします。

山本新しい学校づくり推進室長

石和高校の国際教養科でございますけれども、全県一学区の導入に伴いまして、石和高校のみならず、全県的に専門教育学科への志願者が減る傾向がございます。これは理由が非常にはっきりいたしておりまして、これまでは小学区総合選抜ということで限られて、専門教育学科であればどの高校でも全県域で受けられたわけですけれども、今回、学区が全部なくなったわけですから、今まで専門教育学科でなければ受けられなかった生徒も普通科の方に流れるということもあったかと思えます。そういった中で、石和高校の国際教養科も今春の入試で定員割れを起こしているという状況もございます。また、学校等お聞きする中で、国際教養科は普通科の習熟度別の学級編成に移行するということが視野に入れながら今後検討していく方がいいのではないかとというのが、今の私どもの判断でございます。

望月委員

そうしますと、いろいろな状況の中で生徒の数も減少している、それから定員にも足りないというような状況も発生しているという中でありますけれども、高校の総合学科が地域においてどのような魅力があり、それから今後、その影響力というのはどのような形の中であらわれるか、どのように考えているのかお聞かせください。

山本新しい学校づくり推進室長

総合学科は、ある意味で非常に今の生徒にとって望ましい学科であると考えております。私ども毎年秋に高校改革アンケートというものを実施いたしまして、峡東・峡西の両地域に総合学科をつくることにしてはどうかという質問をいたしておりますけれども、峡東地域の71%の保護者が将来的に総合学科をつくってほしいという希望もあります。また、中学生にとっても希望が高うございます。ぜひ総合学科というものが今の中学生にとって、入ってから自分の系列というものをしっかり見極めて進むという意味では魅力ある学科であると思っておりますので、この地域に総合学科ができることは非常にプラスであるというように理解しております。

望月委員

昭和36年に分離したということになりますと、先ほどの耐震の問題とか、施設の老朽化の問題が出ましたけれども、この県立高校の場合もかなり古いわけですね。46、7年たったということでしょうか。施設も古い、そして耐震にも大変問題が出ているということであるならば、早期にそれを実現していくと、こういうことが望まれるわけでありまして、今後どのような日程の中で進めていけるのか教えてもらいたいと思います。

山本新しい学校づくり推進室長

現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、統合には賛成ですけれども、学科の構成のところでも今、議論をさせていただくという状況でございます。当面は地元の中学校関係者にどのような希望があるかとい

うところを今月中に調査、確認をいたしまして、これを踏まえまして改めて両校の関係者と協議をさせていただきたいと考えております。

望月委員

しっかりと調査をしまして、地元の状況、要望を十分組み入れた形の中で対応をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(児童・生徒の体力減少について)

進藤委員

スポーツ健康課にお願いをいたします。最近、非常に児童・生徒の体力が落ちている、運動能力が落ちているというようなことが報道されまして、みんな心配しているところですが、県の方でもそれに対して調査し、また、施策を講じているということでございますが、昨年度の調査と結果はいかがだったのか、お聞きしたいと思います。

今井スポーツ健康課長

昨年度実施をいたしました新体力テストの結果でございますが、本県の結果を見ますと、「総合的に優れている」A、Bの増加が目立ってきておりまして、「劣っている」D、Eが減少しております。全体的に改善傾向が見られます。さらに、反復横跳び、20メートルシャトルラン、長座体前屈、上体起こし等の数値が上昇し、全国との差はあるものの、その差が縮まっている状況でございます。

進藤委員

まだ全国より劣っているけれども、高まっているということですが、体力的に落ちているというような原因的なものです。その点はどんなふうにとらえておりますか。何が不足していると。

今井スポーツ健康課長

原因的には、健康3原則「運動、食事、睡眠」と体力の関係が挙げられると思います。運動においては、運動頻度は小学生において年齢が高まっていくにつれて、男女とも13歳をピークに低くなる傾向がございますが、本県の場合もこれと同じように、加齢につれてその差が大きくなっておりまして、まず運動する機会が少ない子が多いということがいえると思います。

次に、食事でございますが、朝食を摂取している状況は、男女とも加齢に伴い低くなる傾向があります。大きくなると食べない傾向がございますが、毎日、朝食を摂取している児童・生徒はそうでない者に比べ、体力が高い傾向が見られます。

次に睡眠でございますが、睡眠は加齢とともに短くなる傾向がございますけれども、睡眠時間が長い生徒が必ずしも体力が高いということとはございません。これは、睡眠時間よりも起床時間に影響を与えているということがいえると思います。

これらのことから、体力の向上を図るためには、運動習慣とあわせて早寝早起き、朝御飯といった生活習慣を整えていく必要があると考えております。

進藤委員

体力をつけていくためには、学校にいる時間が1日で一番長いわけですから、そういう点で学校行事の中でどのように体力づくりを進めているかということをお伺いしたいと思います。

今井スポーツ健康課長

食は人間が生きていく上で基本的な営みの一つでございます。健康な生活を送るためには健全な食生活が欠かせないものだと思います。特に成長期にある子供たちにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすため、極めて重要であります。子供のころに身につけた食習慣を大人になっ

てから改めることは非常に困難なことでございます。このため、栄養教諭や学校栄養士が中心となって、給食や特別活動の時間、または家庭科や保健体育の時間を通して、望ましい生活習慣としての朝食の大切さや栄養バランスの大切さを理解させるとともに、児童・生徒の家庭での会話や給食だよりの発行、給食試食会の開催等により、家庭との連携を図る中で啓発を図っております。

また、栄養職員とPTA給食部が連携し、簡単朝食レシピ集を作成し、家庭に配付している事例もございます。

進藤委員

声が小さかったでしょうか。今、学校における食育のことをお話しくさってありがとうございました。この間、女性センターのフェスティバルがございまして、そのワークショップの中で食育の問題をグループに分かれましてフリートークをしました。やはり食育は非常に大事だということで、教育の中の基本はやっぱり食育。食べることがとにかく基本であり、そのことによって体力、気力、心まで養われていくので、家庭においても食育をしっかりしていかなければいけない。学校教育、社会教育と連携をとりながらやっていかなければいけない。また、旬のものを、家庭で母親の手づくりで食べさせていくような、みそ汁を食べるとか、そういう昔からの食生活を伝えていくようなことが非常に大事だということが大勢のお母さん方から意見が出ました。

今、そのことを学校の給食の中でもなさっていらっしゃるという話を伺いましたが、学校における体力づくりの面で、その学校によってメニューを考えて実践をしているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

今井スポーツ健康課長 大変失礼をいたしました。本県でも文部科学省が実施をしております新体力テストを引き続き実施をしております。先ほども申しましたように、全国と比較した場合に、本県の子供たちの体力は低い傾向にありますことから、今後10年をめぐりに全国レベルに引き上げていきたい、ということで現在、取り組んでおります。それで、どういうことをしていくかと申しますと、各学校の実態を踏まえ、健康体力づくり1校1実践運動を実施しております。既に今年も去年も新体力テストを実施しておりますから、その結果を見て自分の学校にあっていくかどうかのメニューの見直しも進めているところでございます。

それから、今年、スポーツ大好きキッズ育成事業を始めました。この事業を展開し、運動をする機会の定期的な提供や、先ほど申し上げました健康3原則の徹底を目指して、各学校の体育活動、健康教育活動等を継続、充実してまいります。

進藤委員

1校1実践運動というのをやっているということですが、10年間の計画を立てて体力づくりを進めるということですので、その学校によってメニューが違うわけですが、それがある程度継続しないと、体力まで結びついていかないと思うですね。校長先生が変わったらやることが変わったとか、1年か2年で変わってしまうということになると、なかなか体力としてつかない。体力づくりのメニューが、その学校の伝統というようなものともかなりかわっていくと思うんです。その辺についてはどうお考えでしょうか。

今井スポーツ健康課長 確かに、子供たちの体力をつけるのは一朝一夕にはいかないと思います。ただ、各学校で縄飛びとかランニングとか、いろいろなメニューを考えて実践をしております。

しかし、一方、新体力テストを実施しておりまして、その結果も各学校で把握をしているわけでございます。例えば、うちの学校の生徒は投げる運動能力が劣っているとか、走る運動能力が劣っているとか、持久力が劣っているとかいう、劣っている部分が新体力テストの結果で見えてきますので、それにあわせた1校1実践運動のメニューを、その学校にあわせたスタイルで考えていただくようなことも必要だと思います。

(八ヶ岳スケートセンターについて)

進藤委員

はい、わかりました。

今度は地域のことについて、施設のことでお聞きしたいと思います。冬場の子供たちの体力づくりというようなことで、昔から峡北地域はスケートをして、オリンピック選手まで生まれた地域でございます。今になっても保護者の方々の熱意というのがすばらしく、小学生、小さい子供たちが大勢、地元八ヶ岳スケートセンターで冬場、一生懸命練習をしておりまして、児童・生徒の選手権大会でもすばらしい新記録を出し、優勝する子供たちが八ヶ岳南麓から生まれているわけです。

今、県の方でスケートセンターを指定管理者ですか、経営をしてくださっているのが非常にありがたいということをお聞きしているわけですが、その契約というようなものがいつまでになっているのでしょうか。またしばらく継続して施設が存続されるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

今井スポーツ健康課長

現在、八ヶ岳スケートセンターは指定管理者の制度にのっとり、山梨県体育協会が指定管理者となって管理をしております。その期間は平成18年度、平成19年度、平成20年度の3年間でございます。

それから、スケート競技は本県の競技スポーツや地域スポーツの歴史上、大きな足跡を残しているスポーツでございます。先生が先ほどおっしゃるように、国際大会や全国大会等で活躍する多くの選手を輩出しております。特に、山梨県は富士北麓地域と峡北地域がそのメッカとなっております。また、多様化している県民の皆さんのスポーツニーズに応えていくために、スケート競技場は欠くことのできない施設だとも考えております。今後とも効率的な維持管理を検討する中で、県民の皆さんに親しまれる施設づくりを進めていきたいと、このように考えております。

進藤委員

ぜひとも八ヶ岳スケートセンターの有効的な活用がされますように、ぜひよろしくご支援をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

(高等学校整備新構想について)

臼井委員

先ほどの望月先生の質問にも重複するんだけど、恐らく10年ぐらい前から高校の再編とか新しい高校づくりとか言っているはずですけども、例えば、A校を総合学科にしていくということ、その直前にならないと我々に明らかにされなくて、そして、例えば、石和高校と園芸高校の問題もここ2年ぐらい、いわばがたがたしているということですけども、こういう機会に私どもに、山梨県の高等学校の再編とか、いろいろな、俗に言われる新しい高校づくりの実態、状況というものをしっかりと明らかにしたらどうでしょうか。

中央高校の問題も昨今報道されていましたが、この問題も報道と県教育委員会の姿勢では若干、乖離があるということも言っているような話もお聞きしますが、役所の特に悪い癖で、自分たちが決めてから会議してい

くような、あるいは説明を云々なんていうことをよく言いますが、どうですか、例えば1年に1回とか、いろいろなことを過程にあるものであっても明らかにして、我々にも議論をさせる。また、一般の父兄や当事者、いろいろな関係者にもしっかりと周知して、いろいろな議論もいただくと。皆様の立場でいうと、いろいろな知恵やニーズや思いをしっかりと把握していくと。何でもかんでも検討委員会が、何とか委員会がといて、我々議会までもが、言ってみればかかわるどころではない、結果しか報告しか得られないというものではないと思うんですね。どうですか、その点。今、全県下の課題や問題をしっかりと明らかにしたらどうですか。

山本新しい学校づくり推進室長 私どもの制度改革の状況について説明が足りないのではないか、という御指摘を受けました。そういう場を設けていくということは当然でありますので、御指摘がありました方向で考えていきたいと考えております。

まず、今の高校制度改革の状況でございますけれども、平成8年に策定をいたしました整備新構想に基づいて現在、さまざまな取り組みを、今までもしてまいりましたし、今もしているという状況でございます。この整備新構想のいくつかの柱と申しますのは、一つは普通科の中に専門教育学科をつくるということ、それから、専門教育学科を置かない高校にはコースを設けるということ。それから、単位制高校、すなわち甲府西高が第1校目でありますけれども、学年制を持たない単位制高校、こういったものを県内に配置していく。さらに、総合学科というものを県内5ブロックに整備をしていくと。これが一つの大きい柱でございます。

これ以外に専門高校につきましては、魅力ある学科にしていく。また、定時制高校につきましては、富士北麓東部地域に1校単独校をつくる。また、中央高校についても拡充を図るといったようなことが、この整備構想の柱でございます。

今申し上げた普通科の関連の専門教育学科につきましては、各ブロックに2校ずつつくるということの中で、これはほぼ整備が完了しております。また、コース制につきましてもすべて整備が完了をいたしております。単位制高校につきましては、県内のうち、峡西南地域に1校つくっていないという状況でございます。それから、総合学科高校につきましては、県内5ブロックのうち、既に甲府、峡北、富士北麓と富士東部地域については整備し、あと残るのが峡東、峡西南の2つの地域というのが今の状況であります。また、定時制高校につきましては、富士東部地域にひばりが丘高校を単独校として整備をいたしました。

そういうことで、今、この整備構想の残された重要課題は、峡東、峡西南地域への総合学科高校の設置でありまして、そういう意味で整備の最終段階にあると考えております。

先ほど御質問がありましたけれども、今、峡東地域が非常に大きく動いております。実現目前というところにまいっておりますので、今、この構想の扱いについては、この峡東ブロックの取り組みに全力を傾注させていただきたいということで、先般の議会の中でも取り上げさせていただいたと。

雑駁ではありますけれども、以上でございます。

(高校教育について)

白井委員

例えば、我々の委員会に、今期議員になってこられた人が3人か4人いらっしゃるでしょう。この皆様は恐らく、この山梨県の高校再編のことについてほとんど聞いていないと思いますよ。それでいて教育委員会のいろいろな

施策を議論をしましょうといっても、はっきり言って、これは無理な話だよ。だから、私は、鈴木委員長にお願いして、資料を要求しますよ。1996年ごろ、この問題に着手して、過去のものは別ですよ、今、室長が言っているのは、10年ぐらい前でしょう。ですから、そんな昔のことは必要ないので、せめて1996年から考えた高校再編のものが、今、どんな形で推移しているのかと。これがいつまでなのか、私もよく記憶にはないけれども、たまたま中央高校の問題が報道されたときに、新聞で見て、1996年ごろ、新しいものを見たような記憶があるんだけど。

ぜひ、資料として。後ほどの別な質問にかかわってくるんだけど、この山梨県の高校教育においては、公立高校に極めて偏重した姿勢がうかがえるんですよ。いいですか。公立高校に極めて偏重した姿勢がうかがえるわけです。というよりも、それが過去の実態、あるいは今日の実態だと思うんですね。高校再編ということを行うんだけど、恐らく私学のことが視野に入っていない。担当セクションも私学文書課で知事部局。

そういう意味で、私どもはやはりしっかりと県立の四十数校が、そういうものがどのように今の時代、統廃されていくのか、あるいは今後でいえばカリキュラムなど、いろいろな問題もあるんでしょう。あるいは、最近では学科と言わずにコースという言葉が盛んに出てきますが、そういったことをその進捗の状況とか、あるいは、例えば私なども、この教育厚生委員会というのに来たのは何年ぶりか記憶がないんですけども、そういう中でいろいろな議論をさせていただくのに、少なくともこの高校問題に対しては、データがほとんど我々には与えられていない。新しい高校づくり推進室という担当セクションまでありながら、私どもにはそういうもののデータもほとんど与えられていない。これが実態ですから、できるだけ細かな、そういったものを、私は委員長にもお願いしておきますが、はっきりご指示いただいて、示してください。今日はもう間に合わないから、これで委員会、終わるかもしれないけど、やろうと思えば閉会中継続審議ということだって幾らでもやることですから。そういう意味で、このことを強く要望しておきます。

そこで、次の質問ですが、高校の試験の内容、いわゆる試験のパターンを変えていこうというようなことも動きとしてあるそうですが、既に私立高校の合格者が決定をしても、その人たちを対象に公立高校の試験を受けさせる。あえてその人たちを対象という言い方はしないでしょうけれども、山梨県下の私立高校が合格者を決定した後に、まだ高校の入学試験を施行しようというような動きもあると聞いていますが、このことはどうですか。

山本新しい学校づくり推進室長 入試制度におきまして、前期募集、後期募集、再募集という3つの制度がございます。この再募集という制度は、平成6年にスタートをいたしまして、当時は推薦入試、一般入試、再募集という3つの試験がございました。今、御指摘の点は、現在のシステムとしては、県立高校の再募集に受検できる生徒の要件というのは、いずれの国公私立にも合格していない者というふうに入試要項の中で定めております。このことは平成6年からそういう制度としてあったわけでありまして、ここ数年、特に入試制度が変わった今年度、なぜ県立高校の定員の範囲内で行う入試でありながら、私立高校に合格をした生徒は再募集に受検できないのでしょうかと、こういう一般の受検生の保護者からの御質問がございました。また、中学校現場でも保護者からそのような御質問が出ているという中で、これはお願いということになるわけですが、もし可能であれば、私学に合格している人はだめだという制度を見直していただけないでしょうかということが入試庁内検討委員会の中でも、そのことを県教育委員会として、公私協という公立・私立

学校協議会という協議会の中で協議する場があるわけですが、その中で、ぜひ議論してほしいと、こういう要請がございました。

私どもも、特に今回の入試におきまして、もし落ちた場合にどこにも進学することができないという不安の中で、私学を併願された方も多々おられたというふうに思います。そういった方々が、もし再募集という形で県立高校に定員枠があるならば、何とか受けたいという、そういう気持ちも理解できますので、公私協の幹事会において、そのようなことについてどういう影響があるのか、そういった点も含めて、一度、議論をさせていただきたいということは今、お願いをしているところでございます。

私学側といたしましては、一旦、合格した生徒が辞退するという事は、これは大変な経営上の影響もあるので、そういうことを問題にされること自体が私学側としては非常に問題だというふうな御認識であるようだけれども、私どもとすれば、私学側と相談をする中で、ぜひそうすることによってどういう影響があるかということ議論させていただいて、そしてその中で方向性というものを見出せればと思っております。

(私立学校の所管について)

白井委員

全国の都道府県の中には、私学の担当セクションを教育委員会の中に置いているところもあるんです。幾つあるかは、あなた方が専門だから調べてください。本県の教育委員会の伝統でしょうか、歴史でしょうか。私学との、今いう公私協とか、そういうものがありますよ。公私の比率をどういうふうにしませうかという議論は、10年なり13年前からか、よく記憶がありませんが、あるんですが、要するに私立高校というのも私学審議会の議を経て学校法で県知事が許可をしている組織です。それが今、少子化や何かで大変経営難に陥っている。陥りそうではなくて、陥っていると彼らは声高に主張しているわけです。そういう中で、公立だけ生き延びればいいのかと。公立だけいろいろなことが優先されればいいのかという声をすごく聞くんです。本県にあっては、これは異常です。

そういう中で、いつかは幼稚園から小・中・高に至るまでの同じ教育を、教育委員会というところが所管をする。地方に委ねられている高校以下の学校教育の所管が、本県のように私学については知事部局でやる、このメリットが恐らく何かあるんでしょう。あるから、あるいはまた都合がいいこともあるからそうなっているのかもしれないけれども、公私というものはニーズとして公立を選ぶか私立を選ぶか、これは別として、同じ教育であり、今や高校も義務教育化しようという話までちらほらある時代でありますよね。それだけに、高校教育について、私立学校のこと山梨県教育委員会の中でしっかり議論されなければいけない。公私の比率に限って公私が話をしますということではなくて、高校教育課長が私立高校にはほとんど権限も持たなければ、いろいろな普通の議論もないという立場にある不思議さをやっぱり私どもは指摘をせざるを得ないんです。

そういう意味で、この問題もいつまでも聞かざるではなくて、耳にしながら議論をしていくと。県教育委員会には全国的な視野を持って入ってこられた、教育次長もいるんだから。こういうときにしっかりと議論させなければいけませんよ。私は、それを強く求めております。

そういう中で、私立高校に受かった者を、公立高校が再試験をしますよとなると、今、室長が言うように、私立高校の経営を圧迫すること間違いありません。げたを履かせて100人の定員を200人採っているのなら別ですよ。そんなことは、もちろんできない。ある程度、併願の人たちを読んで幾らかの定数増の合格者を決めているにしても、ルール上、1.5倍も2倍も

の合格者を定めるということができないわけもないし、また、そんなことをしているわけもない。そういう意味で、やっぱり公が学校法人を認めた以上、この学校法人が悠久に存在できるようなことを考えていかなければ、山梨県行政としていけないわけです。

ところが、そういうことは高校に関しては、どのぐらいかは別として、余りにも県教育委員会では考えられていないというところにいろいろな指摘があるんです。指摘があるけれども、教育者の皆様だから、そんなことを余り大騒ぎをするわけでもないが、この10月13日にも私学の集いが学院大学であるんですが、そこでも必ずそういった問題が密かに言われるんです。余り大きな声で言うと、どこかからげんこつが来るのが恐ろしくて、あの方々も言えないので、密かに言うんですよ。だから、今度は声高に言いなさいということをお私どもは強く申し上げようと思っているんですけどね。

いろいろな責任を持たない一般の方々、どこが合格しようが公立を受けさせてくれ、と誰でも言ってきますよ。しかし、そういうところの経営の問題など、いろいろなことも考えてあげなくてはいけない。父兄など、おのこの当事者が選択をもってそこを受けたわけだから。それを今度また、どうですか、こっちにもメニューがありますよなんて、そんなばかなことをね、義務教育化なんて言われているこの時代に、義務教育というのはある意味では統制ですよ。教育のカリキュラムを統制すると、そういう意味ではありませんよ。義務教育というのは、いってみればいろいろな一つのルールにおいて、学校行きなさいということですよ。高校の義務教育化については、私はプロではないから知りませんが、先生方、よくご存じでしょうけど。そういう今の時点にありながら、しかも公の認可を得ながらやっているところが、再試験なんかを簡単に認められたら、それこそ、この不況の状態の中、お互いに教育費の問題もいろいろと議論されている中ですよ。

そういう意味で、この問題については、皆さんはしっかり精査しなければいけないと私は思う。そんなことで、責任ある人の答えを求めたい。

佐藤教育次長

公教育といいますときに、よく誤解をされますが、公立学校だけが公教育、ではございませんで、建学の精神に基づいて設置された私立学校、これも公教育の一翼を担う存在であります。したがって、同じ公教育に携わる教育委員会としては、公立学校の発展と私立学校の発展を同じように考えていかなければなりません。

ただ、所管という部分では、直接所管しておりませんので、ここは知事部局との適切な連携、協議が必要になるということでございますし、また、公私協といった場もございますので、お互いがよく意見交換し合いながら進めていくことが大事かと思えます。

高等学校の在籍者数は、現在ピーク時の7割でございます。したがって、高校の在籍者数が増加傾向にありましたときには、学校も大規模化したので、分離し新しい学校をどんどんつくっていく全国的な傾向にあったわけでございますが、今このピークを超えておりますので、高等学校についても、整理統合していくといったことが必然となっております。

また、公立学校は税金によって運営をされますし、私立学校は保護者からの授業料及び国や地方公共団体からの補助金によって成り立っておりますが、これは共存していくということを前提としながら、どのような共存の仕方があるのかということはきちんとお互いが協力しあって進める必要があると思えます。

また、再募集のことにつきましては、今後、公私協等のさまざまな場でも、できましたら、それぞれの事情をよく話し合いをさせていただきながら、

今後検討をさせていただきたいというのが教育委員会としての立場であります。

臼井委員 知事部局所管の私学といえども教育セクションは教育委員会です。ということも質問しているのですが。

佐藤教育次長 その点につきましては、あくまでもそれぞれの所掌といったものがございまして、現在の仕組みの中では、子どもが直接に私立学校に対しまして、指導助言させていただいたりとか、また経営上の監督をさせていただくという立場にはございませんけれども、制度上、そういう形になることがあれば、もちろん教育委員会として具体的にそこは対応させていただくということになると思います。

臼井委員 例えば、幼稚園においては、公費からの年間の運営費助成は1人当たり十数万円で、恐らく高等学校ぐらいになりますと1人当たりが、今、記憶が定かではないんですけども、30万ぐらいになるのかな。

ともかく、幼稚園では1人単価でいうと十数万円になるんですよ。小・中で恐らく1人当たり二十数万円、高校といたら1人当たり三十数万円になるはず。大学とすると、1人当たり六、七十万円になりますからね。日本一、私学助成をもらっているのは日本大学で、次が東海大学ですけども。ともかくもう何十億ももらっています。行政に監督権がないということはありません。私学はいわゆる建学の精神というのがあって、公立学校とは違いますから内部干渉はできませんよ。しかし、全国では年間、公費でものすごい助成をしている。もちろん山梨県も国の助成に応じてわずかに出しています。これはほんとにわずかで、そんな威張れるようなものではないけれども。

そういう中で、何で公私の間にこれだけの公立偏重の状況になっているのか。これは私が言っているのではないんですよ。山梨県の教育委員会は、特に高校教育においては、圧倒的に公立偏重だと、こう言われているんです。それを代弁しているだけだから、私が言っているわけではない。全国には既に私学担当も教育委員会の所管に入っているところがあるんです。調べたことありますか、だれか知っている人がいたら教えてください。

佐藤教育次長 最近では、特に幼児教育の分野で幼稚園教育について、保育園とともに同じセクションで扱おうという動きがございまして。また、国の制度上も認定子ども園の制度がスタートをしていることもその一つの流れだと思いますけれども、幼稚園と保育園を同じ部署で扱おうと。例えば、県庁の中に子ども課というようなセクションを設けて、そこで県庁の知事部局において幼稚園教育を扱う場合もあれば、逆に教育委員会において保育園のことを扱う場合もあります。

臼井委員 いや、そうではなくて、私学担当セクションが教育委員会にあるところがあるはずなんです。かつての私の調査によると、私学の担当セクションが知事部局ではなくて教育委員会の中にあるところがあるはずなんです。これは、すぐわかることだから調べてください。

それはそれでいいんですけども、少なくとも公立偏重なんていうことを言われたいような留意はすべきですよ。そう思いませんか。専門家の教育者たちがそう思いませんか。本県の高等学校教育は公立偏重なんて言われることが正しいと思うんですか、思わないんですか。だれか教えてください。

佐藤教育次長

先ほど少し言い漏れがありました。幼稚園教育を担当するということは、幼稚園教育の多くは私立幼稚園でございますので、幼稚園教育を担当する、すなわち私立学校を担当するセクションが教育委員会に置かれている場合もあるということをつけ加えさせていただきます。

それから、先ほども冒頭で申し上げましたが、公教育というのは、公立学校の教育及び建学の精神に基づいた私立学校の教育、等しく公教育でございますので、どちらかが偏重であるということは望ましいことではないと思います。

(交通安全教育について、山梨県体育協会の要望について)

白井委員

そういうことを指摘されないような留意はしっかりしてください。

それから、突然で申しわけないんだけど、廣瀬教育長は、山梨県の交通安全対策協議会の役員で、副会長か何かしていると私は伺っているんですよ。ところが、山梨県教育委員会は、交通安全について大変関心が薄いと言われているんです。山梨県教育委員会は、例えば交通読本を学校に配ってくださいと言えば、そんなもの配れるかといって突き返してくる先生もいるというんです。ともかく、交通安全の副読本の配付を拒むと。これは、思想には全く関係ないですよ。子供の安全確保ですよ。それでもね、配付してくださいという拒むんだそうですよ。

あるいは、高校生対象の自転車安全教育みたいなのがありますね。高等学校で、してもらわなくて結構だといって断るんだそうですよ。ともかく、今、スーパーなどに行くと一般の小売店の何分の一という外国産の自転車が売っていますが、それは要するに安かろう、悪かろうで物すごく危険だそうです。しかし、一般の人は、スーパー行ってそういう5,000円か7,000円の自転車買って通学に乗るっていうんですね。その安い自転車は、確かに危険だそうですよ。それはそうですよね。それは高い自転車の方が幾らか安全であることは間違いありません。自転車の安全教育をしますよといって安協がいくと、やってくれなくて結構だといって拒むんだそうです。そして、私のところに、県の教育長が交通安全対策協議会の副会長までしているんですよ。このくらい交通安全が叫ばれているにもかかわらず、山梨県の教育委員会は余りにも交通安全に対する積極的な姿勢がなく、まるで各学校で自由にどうぞみたいな感じだから、今からお聞きしますけれども、どこが担当しているのか。何課が担当しているのか。高等学校は高校教育課、あるいは小中学校は義務教育課が担当しているのか知れないけども。まことに不熱心ですと。今度は不熱心を超えて不見識ですと、こういうふうに、私のメモはそこまで書いてあるんです。私に訴えてきている人は、立場のある人ですよ。

そういうことで、教育長、教育委員会は管理職を集めていろいろな会合をなさると思うんですよ。無償で自転車の整備をしてあげます、あるいは自転車の安全教育してあげますと言っても、県下の小中学校、高等学校がお断りするということですよ。理由は忙しいとかいうことでしょうね。だけど、忙しいといたって、人命以上の大切なことがありますかと、僕はその先生たちに尋ねてみたいんですよ。はっきり言いまして学校が、我々のようにハードとは思いませんよ。こういう時代ですから。それは学校も大変だということはおわかります。だけど、そんなハードで、年に1回か2回か知りませんが、1時間も自転車の安全教育をする時間がありませんなんていう学校はないと思いますよ。具体的に学校名まで聞いているんですけど、私が直接監督者ではないので言いませんけれどもね。ぜひ、このことを次なる管理職を集める機会にしっかりと訴えてやってほしいと思うんですね。山梨県自転車二輪車協同組合が私のところへ訴えてきたことです。いろいろな機会があるでし

ようから、ぜひそのことは強くお願いします。

私は、まだまだ本当にいろいろ申し上げたいことがあるのですが、最後にしましょう。今回も議会に山梨県体育協会から要望書が出てきているんですね。恐らく県教育委員会の皆さんも知っているはずですね。体育協会からいろいろな要求事項が出てきています。体育協会は、今もって事務局長に県の職員を派遣している山梨県の関係団体ですよ。体育協会そのものは、広義に言ったらまさに山梨県の一環でもあります。そこからいろいろな要望が来ているんです。手元におありでしょうから、一々言いませんが、これに対して一言では言い尽くせないかもしれないけれども、この要望書に対して県教育委員会の姿勢を伺いたいと思うんです。答えていただけませんか。

今井スポーツ健康課長 体育協会から毎年、加盟団体の要望を体育協会としてまとめて県知事、それから県の教育長、県議会の議長あてに要望書を提出しております。重点事項等を定める中で要望が提出されておりますけれども、県も財政的に厳しいものですから、要望全部に答えるわけにはいきませんが、緊急的なものから順次答えていけるよう考えております。

鈴木委員長 それでは、執行部に申し上げます。ただいま白井委員から要求のありました、高校再編に関する1996年から現在までの状況等、詳細な資料につきまして、後日提出をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

(高等学校整備新構想について)

樋口委員 2点、質問しますけれども、今の白井委員の初めの方で出された問題で、今、委員長からお話があったことに関連させてください。県高校整備新構想でございますけれども、この趣旨等が、去年の段階のものを持っているんです。平成18年度現在、甲府東高校理数、巨摩高校理数とか出ていて、「21世紀初頭に向けて本県高校教育のあり方を考え、より柔軟に」とありますけれども、11年前のこれが、先ほど来お話がある高校再編の現在の課題についてベースになっていて、今もこれに基づいて行われているという認識でよろしいのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長 そのとおりでございます。

樋口委員 そうすると、今、白井委員の求められたように11年たっています。しっかりと総括、あるいは中間総括をする中で、ある程度の整理をしていただいて、先日の本会議でも、教育委員長から質問に答える形でポイントを絞って、最重要課題はこれだという答弁をいただきましたけれども、そういう形をつくっていただくことがわかりやすいと思っております。というのは、今日この委員会の中でも、それぞれの委員がそれぞれの思いで優先課題を述べているわけでありまして、これに出ている、出ていないにかかわらず11年たっています。そのことについてどのようにお考えでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長 先ほどもお話ししたとおり、この構想がほぼ最終段階に来ているということは答弁でも申し上げたとおりでございます。ただ、私どもが整備計画で掲げた峡東等の総合学科については、これは私どもとして大変望ましい学科であるということには、いささかの狂いもございませんので、今、それに取り組んでいる最中でありまして、そこをやり遂げさせていきたいということでございます。

その後の取り組みについては、いろいろな情勢の変化というの、そうい

ったことは私も認識をいたしております。そういう意味で、先般、答弁させていただいたとおり、今の時点では、確かに11年前ということは事実でありますけれども、その仕上げにかかっているということで御理解いただければと思います。

(県立中央高校について)

樋口委員

その意気込みに非常に期待したいと思います。

2点ありまして、1点目は中央高校であります。先ほど、お話がありましたけれども、答弁以上の回答を新聞でいただいたような感じがいたしました。10月2日に岡議員が質問いたしまして、3日の新聞に、総合学科に変更する方針を決めたと出ておりましたけれども、決めたのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

先般の記事につきましては、私が取材で答えさせていただいた内容と異なっております。私どもは、変更する方針を決めたというふうには一言も申しておりません。

樋口委員

結構大きく新聞に出ていまして、初めのところだけ断定した「決めた」という言い方で、その後は「協議していく」「検討する」「盛り込んでいる」「目指している」というような記事の書かれ方でした。

今の室長の御答弁では決めたというわけではないということでもありますけれども、確認であります。中央高校の課題については作業部会、そして定時制・通信制教育の今後の将来像については庁内検討委員会、それぞれで検討、対応していくという考え方でよろしいのですか。

山本新しい学校づくり推進室長

そのとおりであります。

樋口委員

そうしますと、非常に前向きな御答弁をいただいたというふうに思っておったのですけれども、例えば、中央高校作業部会を設置して、総合学科への移行、昼間部の拡充、校舎の改築を3つの柱としてさまざまな経歴を持つ生徒が生き生きと学べる学校について検討を重ねていくという御答弁をいただきました。しかし、11年前の整備新構想の中でも、それを目指す、全く同じことが書かれているので、この11年間、あるいは今、その状況がさらに厳しくなっていると、私たちは調査の中で承知をしていますけれども、そのことについてはどのようにお考えですか。

山本新しい学校づくり推進室長

もう一度この点について整理いたしますと、今、先生御指摘のとおり、平成8年に策定した構想において、中央高校の拡充ということが盛り込まれておりました。ただ、先ほど申し上げたとおり整備構想の中にはさまざまな課題がございます。特に、総合学科高校の整備というのは、これは施設改修を伴う、膨大な投資になるわけでございますけれども、特に整備構想では、この総合学科というものを、ある意味では目玉の構想ということでスタートさせていただいた中で、優先的に総合学科というものをさせていただいた。その一つの影響もあり端的に申し上げて、中央高校につきましては、計画に掲げているだけで検討が延び延びになってしまったということだと思います。

そういう中で、そうはいいまして私ども、中央高校の整備、現状は確かに教育環境的に見ても非常に課題があるということはそのとおりでありますから、何とか改善するにはどうしたらいいかということで、庁内に作業部会を設けて、中央高校に限定して検討してきたというのが、昨年、一昨年来

での経緯でございます。ただ、検討した結果、それでは山梨県全体の定時制をどうするかということが見極められないまま、中央高校のことだけを決めていいのかと、こういう課題が出てまいりましたものですから、この先の定時制制度が本当に今のままでいいのかどうか、どういう課題があるのか、中央高校も含めて、全体をもう一度、今の置かれている状況も含めて、トータルとして議論をした上で、そして、ある程度大枠を決めた中で、中央高校はこのぐらいの規模で、こういう学科でということをもう1回やろうということで、これまでの検討は一旦棚上げさせていただいているという御理解でいいと思います。まずは全体像を決めていくというのが、今のスタンスであります。

樋口委員

この話をしていきますと、また、学校施設課長の耐震というような話が出たり、先ほどの、何としても峡東の学校再編を成し遂げたいというような優先順位の話にもなってきた非常に悩ましいのですけれども、光を当てさせていただきたいという思いが非常に強いということをもう1点申し上げたいと思います。全庁的な検討委員会というのは、全庁的だから教育委員会以外の知事部局も入れる、あるいは教育委員会や教育とかかわりのないところの知事もお借りするというようなことは入っているのですか。

山本新しい学校づくり推進室長 今、具体的な構成等については確定しておりませんが、庁内検討委員会につきましては、当面、教育委員会内部の検討委員会というふうに考えております。

樋口委員

作業部会も長く検討してきていると思います。あるいは、庁内検討委員会も、今おっしゃる形の中でという意味の委員会でしたら、今まで議論した域をなかなか出ないような気もするわけでありまして、その辺のことも含めて、もう少し中央高校の問題についてお考えいただきたいと思います。

この定時制・通信制の問題は、全国的に他の県でも似かよった歴史があると思いますけれども、というのは、我が国でこの教育制度ができて60年周年ということで、いろいろなセレモニーがあることも先日聞きました。先進事例ですとか、他のところでどうやっているかということももちろん調査をしていると思いますけれども、参考になるようなことがございますか。

山本新しい学校づくり推進室長 この近隣の都県でございますけれども、定時制という言葉がどうしても「勤労」「青少年」「暗い」というと変ですけれども、そういったイメージが付きまとうということの中で、全部片仮名ですけれども、例えば、東京都は平成17年から、チャレンジスクールというふうな名前で、埼玉県も平成17年からパレットスクール、いろいろな色があるという意味で絵をかくパレットと使ったそうですけれどもパレットスクール、神奈川県はフレキシブルスクール。全部片仮名の名前がいいかどうかは別にしまして、定時制という言葉だけを別な言葉に置きかえたとしたらということで、いずれも平成17年から、そういう名称に変えて整備を進めているということ聞いております。

樋口委員

そういった議論とか、他のところの状況も私たちも含めて、あるいは一般県民といいますか、そういうところにもう少しお知らせするというか、知らしめることも非常に必要かなと思います。今後ともやっていきますという答弁ですから、専門部会ですごく議論をされてきたと思います。例えば、単純に他意なく言いますと、中央高校のグラウンドは全く駐車場化していますか

ら、隣の県立大学のグラウンドを借りることができないのかとか、あるいは、あそこに建て直すのは非常に困難で、グラウンドを広くするのは困難である場合、できるかできないかは別として、穴切小学校とか相生小学校とか、使わなくなった校舎やグラウンドとの兼ね合いはどうかとか。あるいは、最寄りの駅近くのビルの宝石学校ではありませんけれども、クラスルームは、そういったところを使って、グラウンドはさっき言ったようなことを考えるとか、そういうこと、もちろんいろいろ議論があったと思うんですけども、そういう議論がもっと表に出ないと、市民、県民の喚起が広がらないと思いますけれども。その辺は今まではどうだったんでしょうか。そして、これからどんな対応が必要だと思いますか。

山本新しい学校づくり推進室長 一つの方向性を決めていく過程では、内部的な検討はさせていただくことは当然であります。それをどの時点でどのように外に出すかということは、これは単に教育委員会だけにとどまらない、大変大きな問題でございます。そういう意味で、内部的な室の中と言ってもいいと思いますが、そういう意味での検討というのはさせていただいておりますけれども、それはまだ出すという段階のものではないということは申し上げておきたいと思います。今後、先ほど申し上げた庁内検討委員会の中でも、他県の状況だとか、本県の状況とか、トータル的ないろいろな議論を進めてもらいたいと思っております。

ただ、どの時点でどこまで出すかということについては、施策というのは、通常、ある程度の方向性が固まったところで打ち出すと考えておりますので、今言ったようなことはそういう状況にはないというふうに考えております。

樋口委員 本日に我慢の限度という状況だと認識しています。教育行政もそうですけれども、行政が本当に助けてやろう、あるいはもっと光を当てようという強い意思表示をしていただかないと、これから、まだまだここが受け皿となる児童・生徒がふえてくると思います。室長は、今、私からはいつまでにやるとは言えないというお話であり、そのとおりかもしれませんが、必ずここに光を当ててくれるという意気込みをできたら披瀝いただきたいと思っております。

山本新しい学校づくり推進室長 私ども定時制教育の今置かれている状況を考えますと、そこに学ぶ生徒が、いろいろな経歴の生徒がいるわけですので、そういった生徒に光を当てて、生き生きと学べる学校をつくりたいという思いでこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

(県立高校の冷房設備について)

樋口委員 ぜひよろしく申し上げます。
もう1点、これも本会議でも取り上げた話ですけれども、クラスルームの冷房であります。公立高校で普通教室は3%だという話ですけれども、その分母と分子は何校ですか。

都築学校施設課長 県立高校でいいますと、31校中1校ということで3%です。この1校は、甲府工業に現在導入されております。

樋口委員 漏れ聞くところによると、把握しているのは1校だけだけれども、1校だけではないということも聞くのですが、その辺はどうですか。

都築学校施設課長 先ほど、この問題が出たときに、実は、そういう情報も入りましたので確

認しましたところ、校長先生に言いましたら、自分の権限で大丈夫と思ったと、ものを借りて置くだけなので施設課への照会は不必要だと思ったと、そのような御意見ですけれども、今年度、2校が3年生のクラスに入れたと、あるいは、普通クラス全部入れたという話を聞いております。

樋口委員 甲府工業は常設で、そのほかのところはレンタルということですか。

都築学校施設課長 まだ正式な情報は全部上がってきていないわけですがけれども、いわゆる同窓会等の御厚意によるレンタルで置いたと。ですから、もう現在は引き上げられて、ないという形になっております。

樋口委員 他都道府県は京都が最初でしたっけ、東京が少し前から進めているということですがけれども、東京が始めたことすごいですピードで右へならえをする状況にあるのかどうか把握していますか。

都築学校施設課長 冷房機器の設置につきましては、関心があるということから、他県の設置状況なども、状況は調べさせていただいております。大きく分けますと、県が直接設置する地域と、PTAが導入して保護者が負担という形で普通教室へ導入している地域、そのような現象が出ております。特に最近、大阪府、京都府、東京都でそれぞれの都府立の高校の普通教室に全部導入という結果が出ております。

その他の地域につきましては、普通教室でどのくらい導入したか、基準で導入したかどうかの確認は調べにくいのですが、大体、20%から30%以上導入している県が24都道府県くらいあるという感触をつかんでおります。これにつきましては、県が導入した部分があったり、PTAで導入した部分が併合されたり、PTAだけで設置している地域とか、そういったものが散在してきております。

樋口委員 受益者負担というか、今、お話に出ましたように、PTAとか保護者が、あるいは同窓会が設置というところが、もう既に出ているようでありまして、これからも出てくる可能性もあると。今年から調査というのはちょっと遅い気もしますが、今年から調査して3年かけてとかではなくて、今年、過去3年分の調査をして、方針を早く打ち出してもらいたいと思います。

先程の中央高校も方針は決まっているけれどもなかなか厳しいと。教育委員会として方針を早く打ち出してほしい。というのは全県一区の受験制度ですから、特色ある学校を売りにするということが出てこないとも限らない。表には出てこなくても、表ではないところで大きく出てくるという可能性もありますから、その辺についてはいかがですか。

都築学校施設課長 答弁のように、今年から冷房機器の設置の前提であります室内の環境の調査に入っております。私どもは、エアコンのきいたところで仕事をしているので、外の温度はわかるのですけれども、エアコンのない室内の温度ということの事実認識が足りないということで、調べさせていただいております。これも単年度ではなくて、数年にわたって室内温度がどのくらいになるのかということがスタートでないと、冷房機器設置の説得性もありません。また、必要があるのかないのかの前提にもなるものです。それと併せながら他の県の導入の方向、こういったもの参考に設置をする際にはどのように、要するに保護者の負担をとるべきなのか、とらないべきなのか、そういったすべてのことを丁寧に、資料等に基づいて検証していくという時間がどうしても必

要と考えております。

それと、こういう時代ですので冷房機器の設置だけでなく、周辺環境負荷を減らすという意味から、機器を導入の際に、どうすれば周辺の負荷が下げられるのかとか、その辺の情報も少しずつ入ってきていますので、これらを全般的に整理した上で、導入の計画を必要であればつくるということになるとと思いますので、今ここで方向性をと言われると、現状ではお答えはできかねますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

樋口委員

今ということではなくて、調査を済ませて、できるだけ早く教育委員会の考え方をくり上げていただきたいと思います。先程から出ている話ではありませんけれども、僕らへの情報の提供が足りないのかなという気がします。皆さんの方で固めてからこちらに提供していただくと、別の意見もあるのではないかなという感じが非常にしますので、先ほどの資料提供ではありませんけれども、ぜひ、いろいろな情報を提供していただく機会をさらに広げていただくことを要望して終わります。

その他

- ・ 委員会報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件調査の日時・場所の決定は委員長に委任され、県内調査は来る11月5日に実施することとし、詳細については、後日、通知することとされた。
- ・ 8月29日から31日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 鈴木 幹夫